多賀城市文化財調査報告書第一一八集

多賀城市の歴史遺産

八幡村（一）

多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会
多賀城市教育委員会

序文

多賀城市は、特別史跡多賀城跡附寺跡を中心に多くの遺跡が存在し、その範囲は市域の四分の一に及びます。これまで本市では、これらの遺跡＝埋蔵文化財を対象に発掘調査を実施し、多賀城南面に建設された古代のまち並みを解明するなど、着実に成果をあげてきているところです。

その一方で、市内には、地域の方々によって守り、伝えられてきた古い建造物や供養碑など様々な歴史資料があり、地域ごとに特色のある歴史が積み重ねられてまいりました。

しかしながら、本市は仙台市に隣接していることから都市化が進み、生活様式の変化とともに、これらの歴史資料が急速に失われつつあります。さらに、平成二三年三月一一日に発生した東日本大震災において、本市は地震・津波によって甚大な被害を受け、歴史資料の破損や滅失という極めて厳しい状況下におかれました。

そこで本市では、市内各地域に存在する歴史資料の保全を図るため、市内全域を対象として、江戸時代の村単位で資料調査を実施することといたしました。本書は、その一冊目として、今年度調査を実施した「旧八幡村」の調査成果を報告するものであります。この調査を通じて、今後も各地域における歴史資料の存在が多数確認され、歴史遺産として将来にわたり保存・継承されることを願い、本書発刊の序といたします。

平成二六年三月

多賀城市教育委員会

教育長　菊地　昭吾

例言

一　本書は、多賀城市内全域を対象とした歴史・民俗資料調査の報告書であり、その第一冊目として作成したものである。

二　本書は、平成二五年度「文化庁　文化遺産を活かした地域活性化事業」の採択を受けて作成した。

三　本書で対象としたのは江戸時代の八幡村地域であり、現在の多賀城市八幡、町前、宮内、明月、桜木である。

四　八幡村の調査は平成二五・二六年度に実施する予定であり、本書には調査が終了した項目のみ収録した。

五　本書で使用した昭和二三・三六年の航空写真は国土地理院の許可を得て使用したものであり、地形図は東北学院大学松本秀明氏より提供を受けたものである。

六　本書の作成は、文化財課文化財係千葉孝弥、瀧川ちかこ、鈴木孝行が担当した。

目次

序　文
例言
目次
一　多賀城市の文化財とその現状……1
1　はじめに……1
2　市史編纂事業と文化財目録の作成……1
3　個人所有の歴史資料……2
4　緊急調査の必要性……2
二　調査の目的と方法……3
1　調査の目的……3
2　報告書作成の方針……4
三　地理的環境……4
四　地図と写真に見る地域の変化……6
五　地名と屋敷名……38
1　地名……38
2　屋敷名……41
六　文献資料から見た地域の様子……56

一　多賀城市の文化財とその現状

1　はじめに

多賀城市は、昭和五四年度から教育委員会事務局に文化財担当者一名を配置し、土木工事等の開発に対して市独自に埋蔵文化財の発掘調査を行う体制をとった。そして、昭和六二年、市町村としては東北地方で最初となる埋蔵文化財調査センターを設立し、専門職員を配置して発掘調査及び調査研究を行うとともに、歴史・民俗資料の収集や、文化財展示等の普及啓発活動も併せて行う体制の整備を進めてきた。その後も増加する開発行為等に対応する形で調査担当職員は増員され、毎年着実に調査成果を蓄積し、現在に至っている。

しかしその一方で、埋蔵文化財以外の文化財に対しては、ほとんど調査の手が及んでいないという問題がある。平成二四年度末で『多賀城市文化財調査報告書』は一一二冊を数えるが、埋蔵文化財以外を対象としたものは、平成二四年度に刊行された天童家文書の報告書（多賀城市　二〇一三）が唯一であり、このことは本市の現状を端的に物語っている。

埋蔵文化財に著しく偏ったこのような文化財調査のあり方は、大都市である仙台市に隣接し、埋蔵文化財包蔵地内における開発件数が多い本市の現状が反映された結果とも言えるが、埋蔵文化財を除く文化財も調査の対象とし、記録・保存するという意識が不十分であったという事実は否めない。

2　市史編纂事業と文化財目録の作成

平成九年に全七巻が完成した『多賀城市史』は東北地方全体を視野に入れた優れた自治体史との評価もあるが、この市史編纂事業においても、市内各地域に伝わる歴史資料を広く収集し、掲載するという方針は採られなかった。

そのような中で、中世の板碑については、出土資料も含めて五六基が写真、拓本（一部）とともに『多賀城市史4　考古資料』（多賀城市　一九九一）に収録され、初めて全体像が示された。

また、近世以降の供養碑については、民俗編を担当した三崎一夫委員が昭和五七年四月に調査を行い、三〇二基について銘文の読み取りを行った。種字である梵字や法量の記載がないなど不十分な点は残るものの、市内における供養碑の全体像を窺うには十分な情報量を有する内容であった。しかし、この調査結果は『多賀城市史3　民俗・文学』（多賀城市　一九八六）の中に、念仏碑、庚申塔、山神碑、三山碑、観音・地蔵・不動、三界万霊塔、水神・雷神、馬頭観音碑、その他の供養碑に分類されて取り上げられたが、供養碑自体の詳細については示されず、正式な報告の機会を得ないまま現在に至っている。

市史編纂事業とは別に、平成二一年八月から一二月にかけて、教育委員会が主体となって市内全域を対象とした文化財調査を実施した。市史編纂時の調査・記録が不十分なものや、未調査のもの、さらには市史編纂時から三〇年が経過し、当時とは状況が大きく変化していることから、調査資料の所在確認を含め、改めて文化財調査を実施することで正確な記録を残し、さらには資料の保全を意図したものであった。

この文化財調査は供養碑等の石造物、神社・祠堂、仏閣、歴史的建造物（石蔵、板倉など）、近代化遺産（建造物・道路）、文化的景観（古道・水路など）、古文書を対象として「資料カード」を作成し、詳細な「文化財目録」の作成を目指したものであった。しかし、こ

の調査は財源的な問題からわずか五カ月間という短期間の調査で終わらざるを得ず、石造物、神社・祠堂、仏閣の資料カードを作成するにとどまり、詳細な調査へと移行するには至らなかった。

3　個人所有の歴史資料

平成二二年、市内在住の天童勲氏より、天童家に伝わる古文書等を市に寄贈するとの申し出があった。天童家は江戸時代に八幡村を拝領した仙台藩重臣の家柄であり、藩主伊達氏との主従関係を示す一連の文書が良好な状態で保存されていた。天童氏からの申し出を受け、教育委員会では東北歴史博物館の協力を得ながら解読作業を進め、同年、市の指定文化財に指定した。

天童家文書の調査については、正式な調査報告書作成に向けて作業が進められたが、平成二三年三月に発生した東日本大震災により中断を余儀なくされた。津波を伴ったこの震災は、海岸部から約三キロメートルの位置にある八幡地区に大きな被害をもたらし、旧八幡村のほぼ全域が冠水するという状況であった。この震災後、歴史・民俗資料の保全を目的としたいわゆる「文化財レスキュー活動」等のさなか、天童氏宅からはさらに多くの文書が発見され、領主としての天童家に関わる衣類、調度、武具等多くの興味深い資料の存在も確認された。また、襖の裏張りからも文書の反故が多数発見されたことから、断簡とはいえ近世から近代にかけての多量の文書を確認するに至った。

このように、個人が所有する歴史資料は、所有者からの情報提供がなければ存在を確認できない場合が多く、歴史資料として把握することの困難さと、周知されずに失われる可能性が高いという問題を改めて認識することとなった。

4　緊急調査の必要性

埋蔵文化財が土木工事等の開発と背中合わせの状態にあることは一般に知られており、周知の遺跡が、文化財保護法によって調査義務が課せられているのに対し、周知されていない歴史資料は、その地域の歴史を伝える貴重な資料であるにもかかわらず、きわめてあやうい状況下で存在しているのが実情である。それらを保存するためには、歴史資料としての評価を与える調査が必要であり、それを実施するのは市町村等地方公共団体の責務であると考える。

本市には、国が指定した特別史跡多賀城跡附寺跡と、重要文化財多賀城碑があり、全国的に知られる存在となっている。また、多賀城市が指定した市指定文化財も一三件を数える。これらは指定文化財と称されるが、すべての「文化財」の中に占める割合は決して多くはなく、大部分は特に指定されていない文化財であり、それらの下には未だ文化財とは認識されずにいる膨大な歴史資料が存在する。このような歴史資料は、本市に限らず全国各地に普遍的に存在すると考えられるが、その保存について明確な方針は定められてはいない。

時間とともに失われていくのは古文書や民俗資料など有形文化財に限らない。生活習慣、年中行事など日常生活の中で伝えられた民俗文化財も、生活様式が変化していく中で急速に失われている。身近にある道路や水路、耕地、山や川など長い年月を経て形成された地域の景観も同様である。

保存のための措置を講じるのが困難で、しかもその概要すら十分に把握されていない地域の歴史資料については、所有者或いは管理者が意図するか否かに関わらず年々劣化し、消滅する可能性が危惧

される。それらを地域の貴重な文化財として保存し、歴史資料として活用するためには、その必要性を認識し、早急に緊急調査を実施することが急務である。

二　調査の目的と方法

1　調査の目的

現在、全国で行われている発掘調査の内、九五パーセントは開発行為に関わる緊急調査と言われている。しかし、一部指定文化財として保護されているものを除けば文化財として周知されずにいる建造物、石碑、古文書、民具などは、いずれも破損・滅失の危機にさらされていることから、緊急調査の必要性は埋蔵文化財と何ら変わらない。保護という観点からすれば、建造物、石碑、古文書、民具などは埋蔵文化財よりもはるかに脆弱であると言えよう。

文化財調査は、それ自体が地域の歴史を明らかにする行為であると同時に、文化財を保護するための基礎台帳づくりという側面も有していると考えられる。

これまで述べたように、本市における文化財調査は基本的に埋蔵文化財の調査であったことから、古代（一部中世を含む）の分野における資料の蓄積は目覚ましいものがあるが、一方では全く手つかずの分野が多く、精粗の偏りがきわめて著しい。地域によって資料の遺存状況に偏りがあることはやむを得ないが、資料の欠落が未調査或いは不十分さに起因するのであれば、それは是正されねばならない。本市の正しい歴史を知り、その内容を豊かなものにするために、市内全域を対象とした歴史資料の十分な調査を実施する必要がある。

江戸時代の旧村位置図

2　報告書作成の方針

(1)全体の構成

地域の文化財調査報告書を作成するにあたり、古文書や供養碑など調査対象ごとに報告書を作成する方法がある。対象とした文化財が県・市町村単位で集成されるため、一地域における対象資料のあり方が把握され、活用しやすいという利点がある。県内の各市町村で作成されている文化財調査報告書はすべてその方法によっている。

それに対し、本書は調査対象としたさまざまな歴史・民俗資料を地域ごとにまとめる方法を採った。調査対象としたものを個別にまとめることよりも、一地域におけるさまざまな資料の在り方を重視したためである。調査対象の中には古代・中世に遡るものもあるが、その中心となるものは近世の資料である。本市は、江戸時代における新田、高橋、田中、八幡、南宮、山王、市川、浮島、高崎、留ヶ谷、笠神、大代、下馬の一三か村から成り立っており、この方法によれば、「村」という江戸時代の行政単位が、本市をいくつかの単位に細分する場合きわめて有効な単位となり、本市における地域ごとの特色が歴史的背景を伴って明らかにできると考えたからである。

(2)調査の対象

今回文化財調査を実施するにあたり、具体的に調査対象としたものは次のとおりである。

地名（小名・屋敷名）
考古資料
文書・記録
寺社仏閣（神社・仏閣・寺・修験）
名所・旧跡
供養碑（板碑・近世供養碑）
墓碑
棟札
寄進札
絵馬
建造物（神社建築・民家建築）
年中行事
祭礼
契約講
郷土芸能
伝説
天童家伝来資料

古文書については、本市教育委員会によって天童家文書の報告書作成が進んでおり、その後も大村家文書の報告書作成を予定している。また、板倉・土蔵などの民家建築及び多賀城海軍工廠についても調査が実施されており、別途報告書の作成を進めている。

三　地理的環境

旧八幡村地域は多賀城市の南部に位置し、その範囲は東西三・七キロメートル、南北二・〇キロメートルに及んでいる。江戸時代、多賀城市域にあった一三か村の中で最大の村であった。

この八幡村地域を含む多賀城市は、宮城県の中央部にある仙台市の北東約一〇キロメートルの位置にある。南西部で仙台市、北西部

で利府町、北東部で塩竈市、南東部で七ヶ浜町とそれぞれ接しており、市域の広がりは東西七・五キロメートル、南北約四・〇キロメートルとなっている。

多賀城市の地形は、市域の北西部から南東部にかけて流れる砂押川によって大きく二分される。砂押川の左岸は地理学上松島丘陵と呼ばれる標高四〇～一〇〇メートルの低丘陵であり、南側に向かって枝葉のように延びている。一方右岸一帯は宮城野海岸平野と呼ばれる広大な沖積平野の北端部にあたる。現在は標高一～五メートルとおおよそ平坦な地形となっているが、地形分類図によれば、海岸線に沿って浜堤列が発達し、内陸部には後背湿地や旧河道などが入り組んだ複雑な地形であったことが知られる。

八幡村地域において、末の松山・本丸周辺が唯一丘陵部（A）となっており、標高は五～一二メートルである。この低丘陵の東側は砂押川沿いに小規模な浜堤（B）があり、それより海岸部にかけて第1～3浜堤列（C・D・E）が海岸線と並行して形成されており、それらの間は後背湿地となっている。第1浜堤列（C）とその北側の浜堤列（B）との間には細長く帯状に延びる後背湿地もあり、旧河道と見られる。

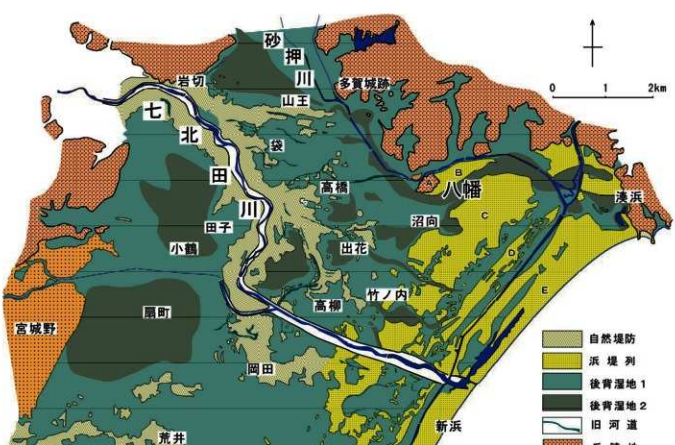

八幡周辺の地形

八幡地区航空写真（昭和 23 年米軍撮影）

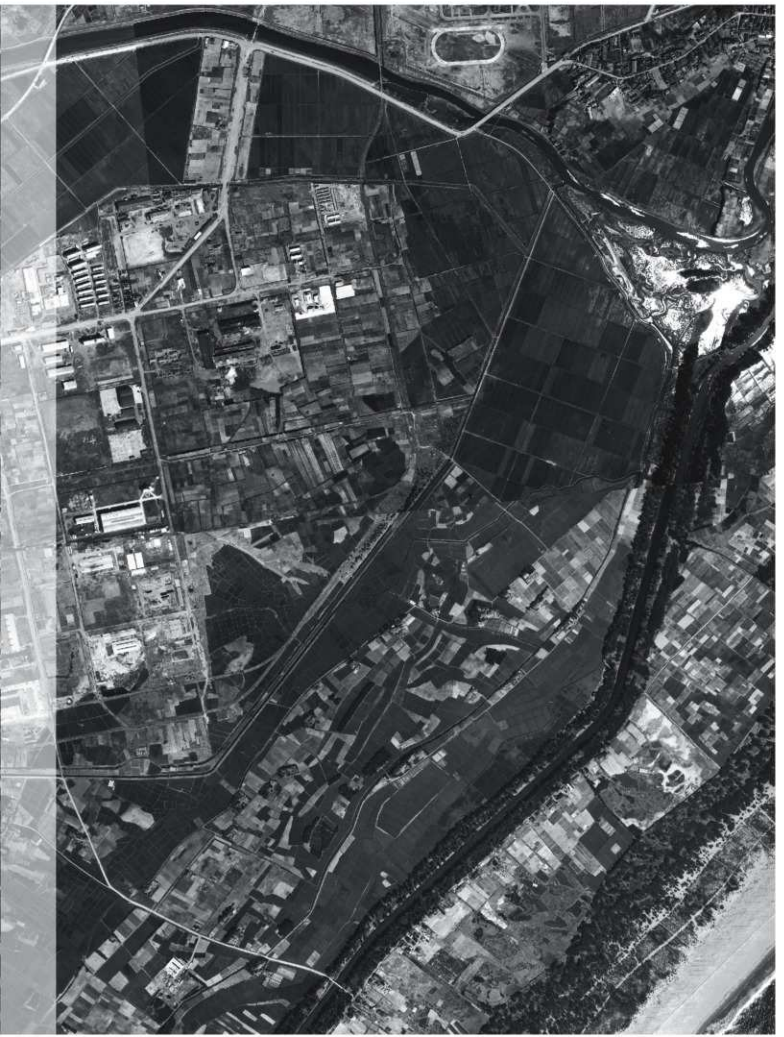

八幡地区航空写真（昭和 36 年国土地理院撮影）

末の松山周辺航空写真（昭和 23 年米軍撮影）

写真左中央から右上にかけて延びる河川は砂押川。その右岸の微高地（浜堤）に八幡の町並みが形成された。道路や短冊状の地割は、天和元年（1681）の「宮城郡八幡邑天童氏屋敷ならびに家中・足軽屋敷絵図」に描かれた町並みと類似する箇所も確認できる。

町並みの周囲には、不整形の水田や緩やかに蛇行する水路、道路などが見られる。圃場整備事業が行われる以前のこの景観も江戸時代にさかのぼる可能性がある。

町並み西側の隣接する高まりは、現在喜太郎稲荷神社が鎮座する低丘陵である。海軍工廠建設により大規模な土取りがおこなわれたという。

末の松山周辺航空写真（昭和 36 年国土地理院撮影）

砂押川は堤防が改修され、川幅は広くなった。その際まで宅地が進出しているが、道路や地割に大きな変化は見られない。

町並みの周囲に広がる耕地は圃場整備が行われ、短冊状の整然とした形に整備された。それに伴って水路も直線的に付け替えられ、景観は大きく変化した。

八幡神社周辺航空写真（昭和 23 年米軍撮影）

写真中央、木立に囲まれて八幡神社が鎮座する。その南西部に大きく張り出している水田は、かつて蔵沼と呼ばれた沼が埋没した跡であるという。その北側には、水田の中を八幡のまち並みから八幡神社方面に向かう細い道路も確認できる。水田や畑、水路は圃場整備が行われる以前の形態を良好にとどめている。この景観も海軍工廠建設によって一変し、その造成工事は八幡神社の間近まで迫っていたこともわかる。

八幡神社周辺航空写真（昭和 36 年国土利地理院撮影）

圃場整備が進み、水田や畑の形状は短冊状に姿を変えた。八幡の町並みから八幡神社方面に向かう細い道路は圃場整備によって消滅した。海軍工廠跡地は、畑地となる場所もあったが、大型の建物が残され、後にこの一帯が工場地帯を形成する基となった。

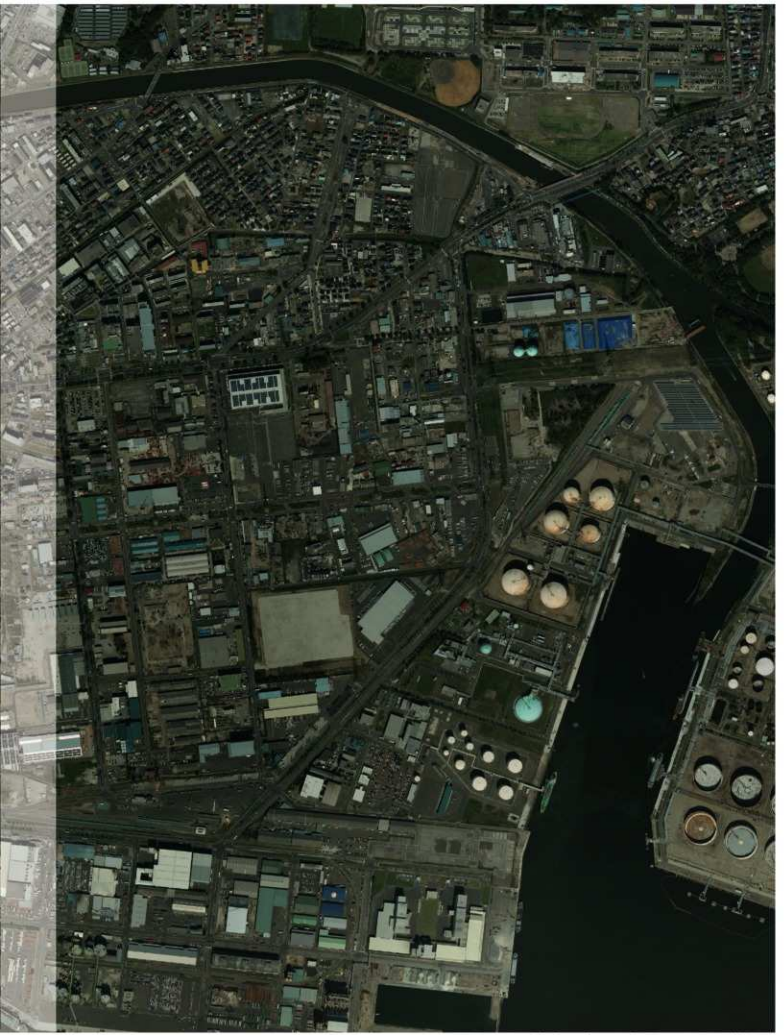

八幡地区周辺航空写真（平成 25 国土地理院撮影）

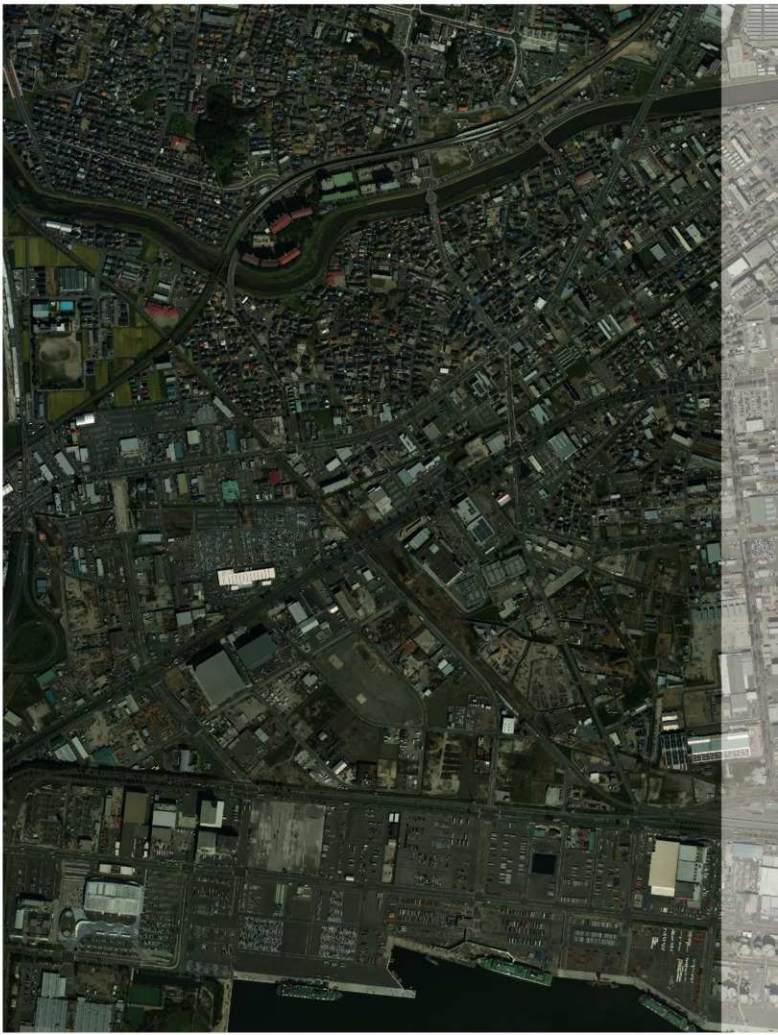

八幡村絵図（明治９年）

(158.0 cm× 76.0 cm)

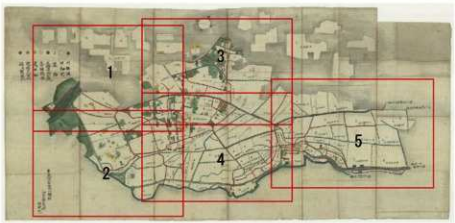

八幡村絵図（部分１　明治９年）

川堀池
田畑宅
道路
山林原野等
字囲境界
荒田畑

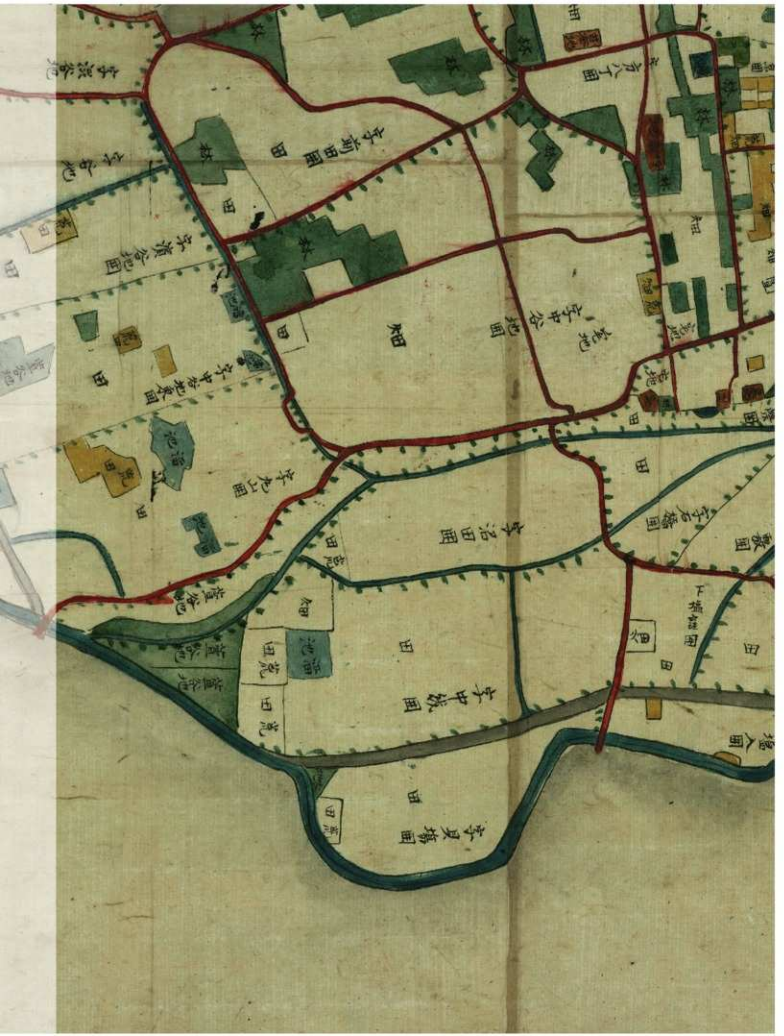

八幡村絵図（部分２　明治９年）

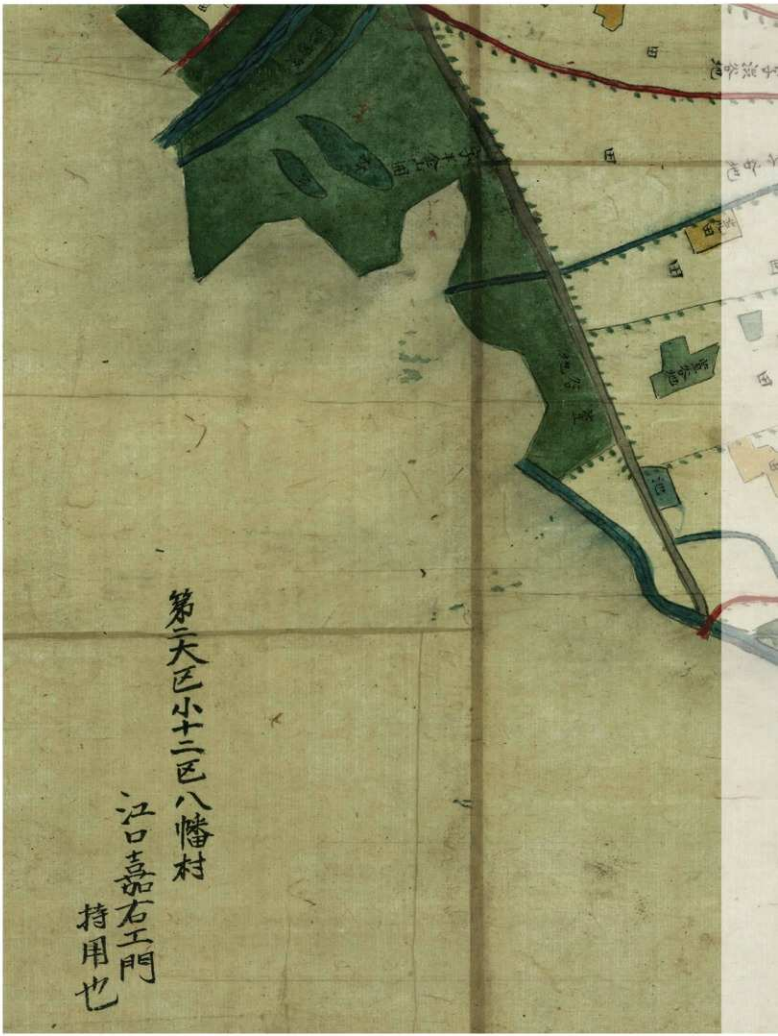
第二大区小十二区八幡村
江口嘉右エ門
持用也

八幡村絵図（部分３　明治９年）

八幡村絵図（部分４　明治９年）

八幡村絵図（部分5　明治9年）

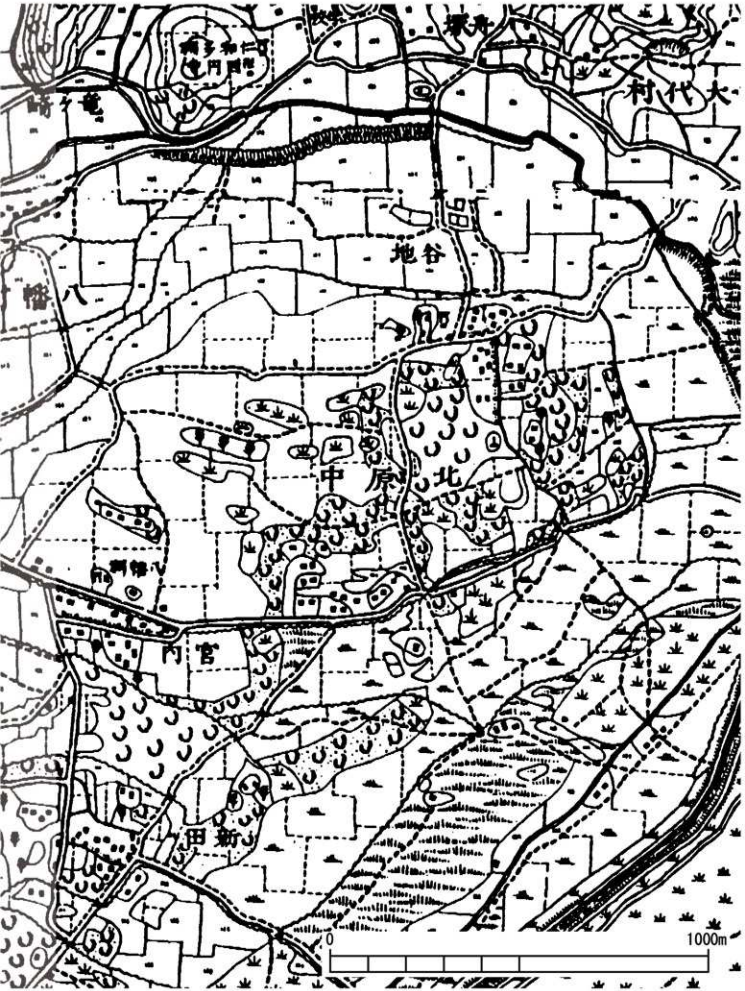

八幡地区周辺地図（明治 24 年第二師団参謀部測量・製版）

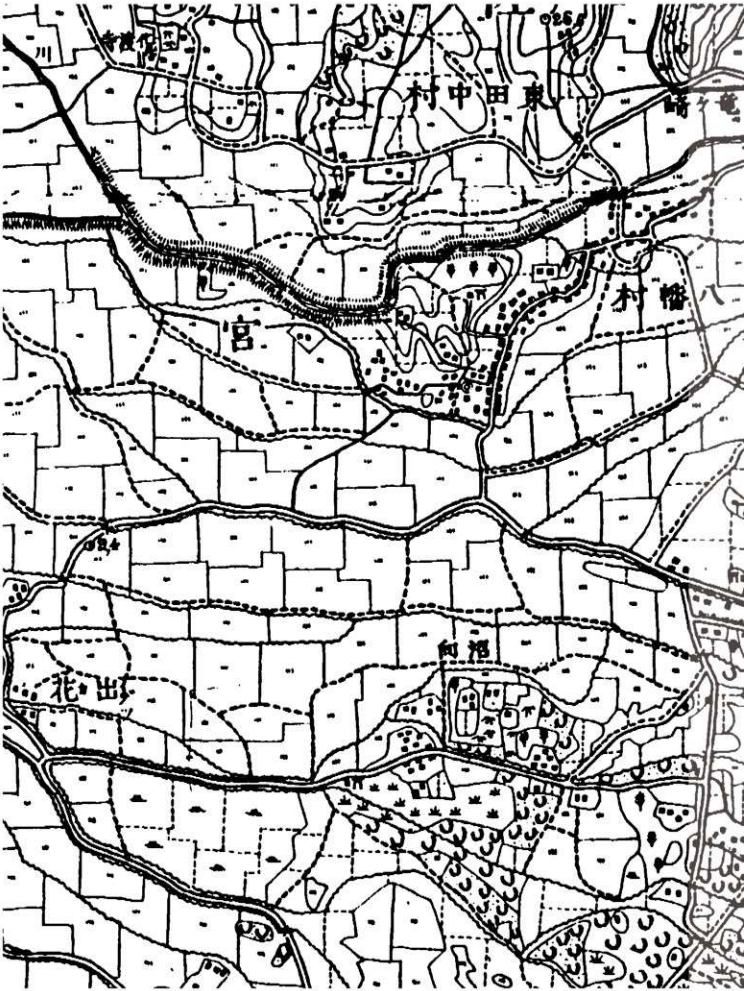
川
寺渡代
村中田東
崎ヶ竜
村幡八
宮
向沼
花出

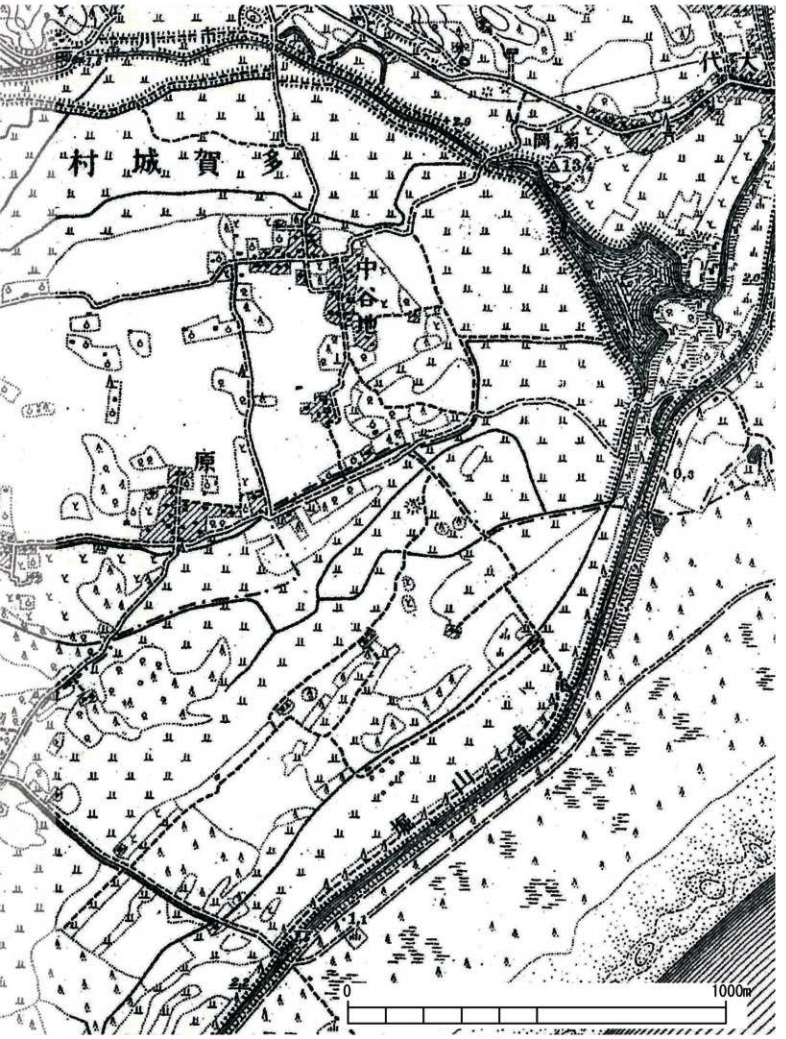

八幡地区周辺地図（昭和６年国土地理院発行）

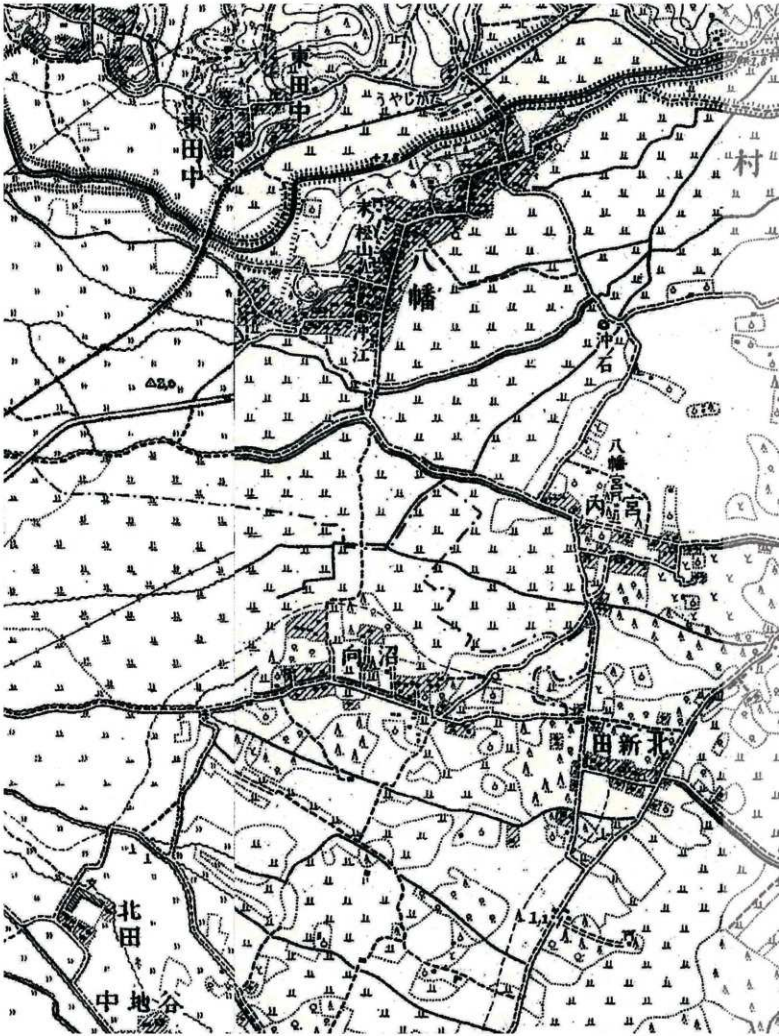
東田中
東田中
うやじがた
村
松山
八幡
江
沖石
八幡宮
宮内
向沼
新田
北田中
地谷

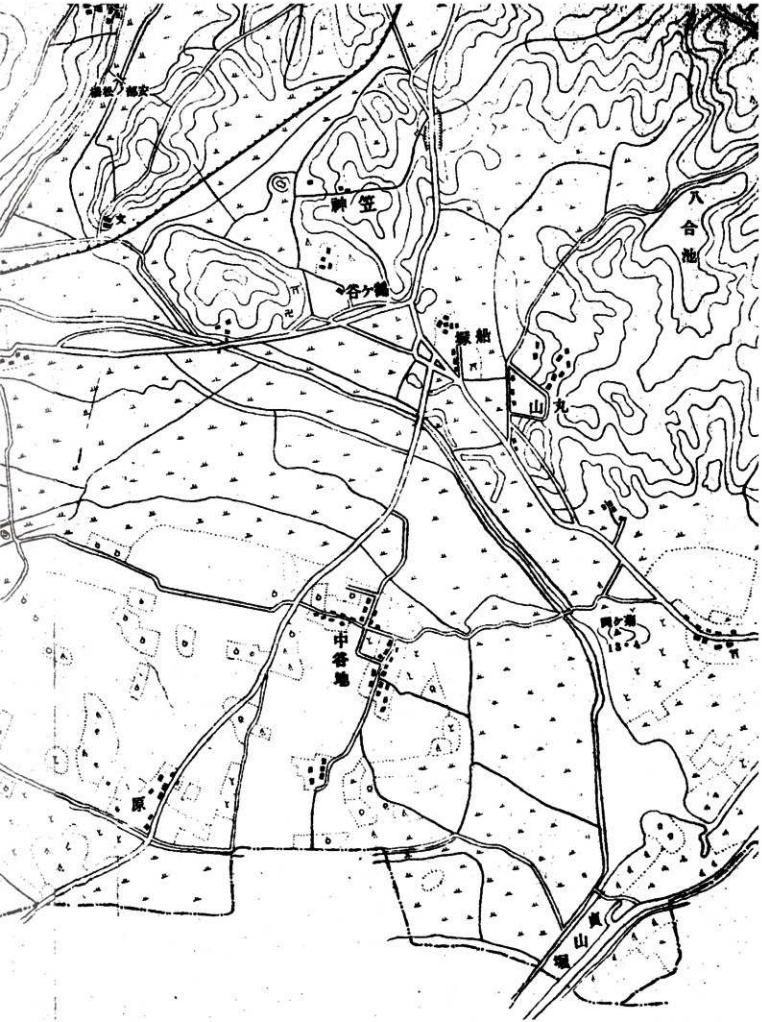

八幡地区周辺地図（昭和 13 年）

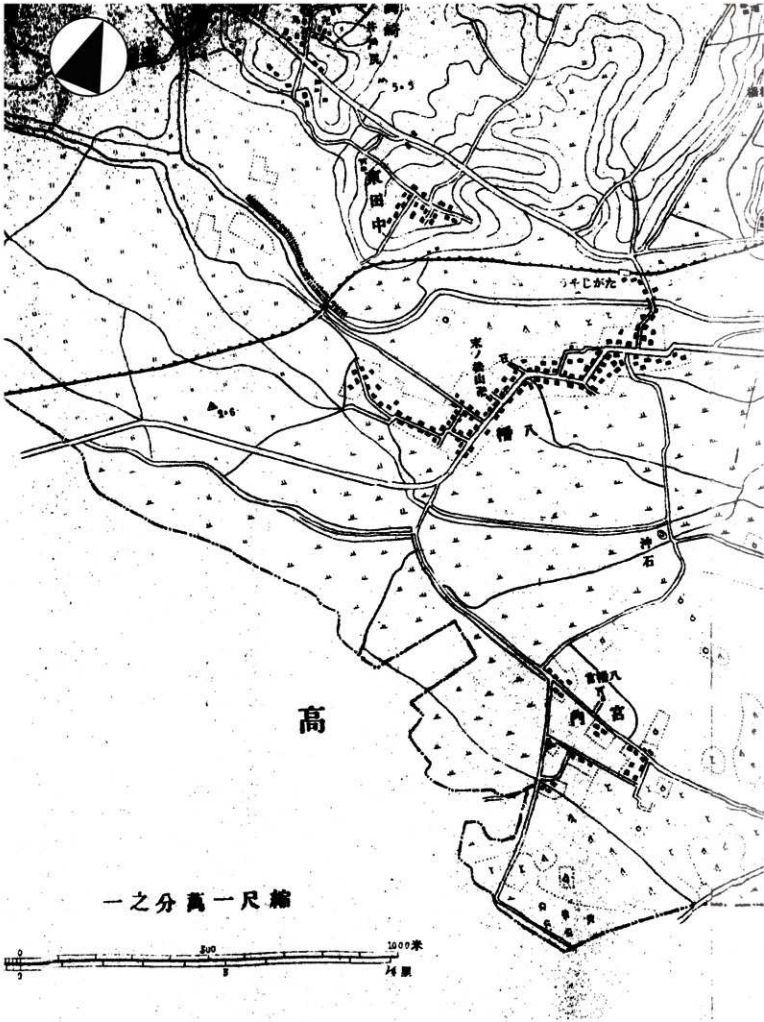

東田中
うそじがた
八幡
沖石
八幡宮
高
縮尺一萬分之一
0
500
1000米
0
5

八幡地区周辺地図（昭和 44 年）

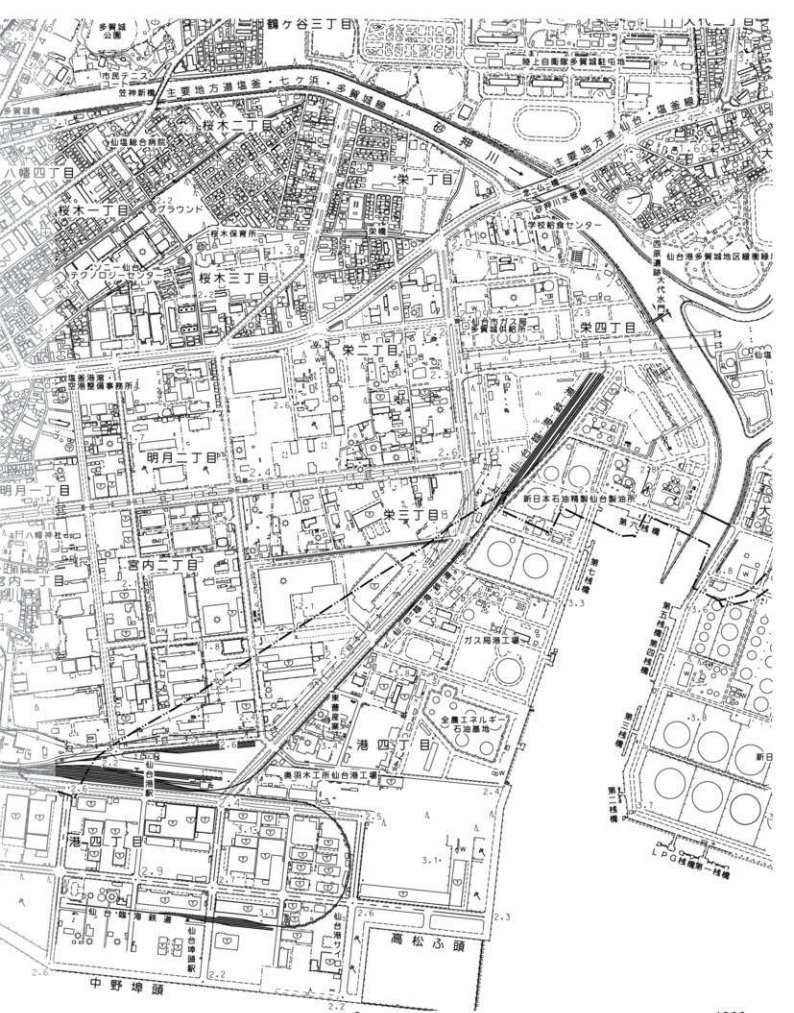

八幡地区周辺地図（平成 22 年）

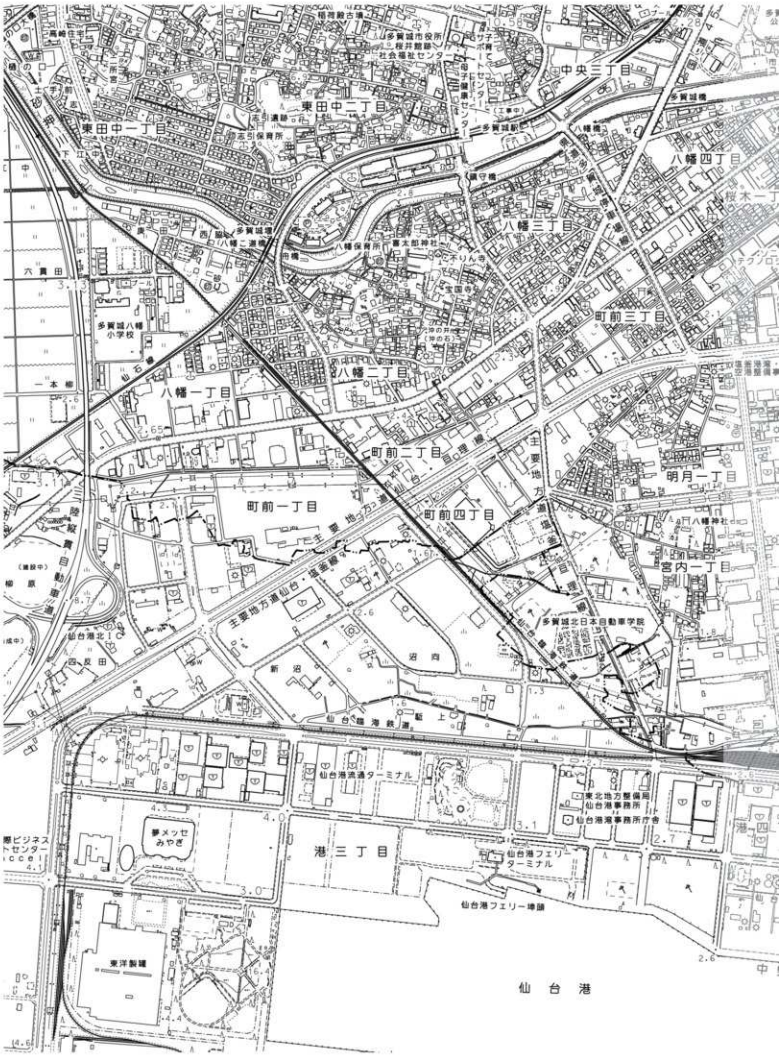
東田中一丁目
東田中二丁目
中央三丁目
八幡四丁目
八幡三丁目
八幡二丁目
八幡一丁目
町前三丁目
町前二丁目
町前一丁目
町前四丁目
明月一丁目
宮内一丁目
多賀城八幡小学校
多賀城北日本自動車学院
仙台港北IC
仙台港流通ターミナル
東北地方整備局
仙台港事務所
仙台港事務所庁舎
仙台港フェリーターミナル
仙台港フェリー埠頭
港三丁目
夢メッセみやぎ
東洋製罐
仙台港

五　地名と屋敷名

1　地名

安永三年の「風土記御用書出」には、小名として「馬場」と「宮内」の二つのみ報告されている。しかし、神社、仏閣、寺の記載において、その所在を示す宮内、台、本郷原、末松山、小松山が小名として記載されている。宮内は現在でも地区名として、本郷原は地域の通称地名として、小松山は不磷寺の山号としてそれぞれ残っているが、台は地域の人々の記憶から既に失われている。

宮城県公文書館には、明治九年に宮城県地籍係が作成した「陸前國宮城郡各村字調書」が保管されている。この調書には、八幡村として八五の「字名」がルビを付して記録されており、八幡村における地域名称を知る上で基本資料となっている。

また、本市には、明治一九年に作成された字ごとの地籍図が保管されている。旧八幡村分では四九地区分が現存し、その写しと見られるものも一地区分残されている。それぞれ「宮城郡八幡村字○○地圖」との表記があり、村界、大字界、字界、筆界、畦畔、道路、堤防、川堀（堀川）等が描かれていることにより、それぞれの位置関係を知ることができる。

地元の小学校教員であった三塚源五郎は、『多賀城村聚落の機構地名の研究』（私家版）を著し、主だったものを取り上げて解説を加えている（三塚　一九三三）。推測の域を出ないようなものもあるが、地名の由来を知る上で参考になる。「陸前國宮城郡各村字調書」と異なる部分もあるが、いずれが正しいか判断できないものもあり、併記した（以下、「陸前國宮城郡各村字調書」は「字調書」、『多賀城村聚落の機構　地名の研究』は「地名の研究」と記載）。

なお、沖、工廠東、栄、東谷地、前原、町前、都石などは「陸前國宮城郡各村字調書」には見らない地名であり、海軍工廠建設以降、その区画整理に伴って現れたものと考えられる。

居家前（いかまえ）

石橋（いしばし）

内谷地（うちやち）

追沼（おいぬま）

大杉本（おおすぎもと）八幡神社の西側で、杉の大木があったという（地名の研究）。「般若寺書出」に、本郷原の町を壊滅させた津波の時、流された鐘が懸かったという伝承をもつ「鐘懸杉」という古い杉の大木があるとの記載がある。

大鳥喰（おおとりばみ）大鳥（多くの鳥か）に作物を荒らされて困った田であったからか（地名の研究）。「字調書」では「おおとりくい」。

大塚前（おおつかまえ）多賀城校（註1）前方、昔林正寺という寺（宝国寺の前身か）の墓所の有った所。明治三十五年市川の河川工事のため取り除かれて今はない（地名の研究）。

大橋本（おおはしもと）

大横手（おおよこて）

沖ノ井（おきのい）沖の石、都島は奇巌を以て著る。何れも長年月荒い波浪に洗はれたものの如くである。是に依って見ても或る時代までは末の松山あたりは海岸であって怒涛の寄せては返したものと考へられる（地名の研究）。

於袋田（おふくろた）昔ある孝行息子が母の賄料（ほまち）として別にして居ったが（地名の研究）。

庚田（かのえた）庚申塚がある（地名の研究）。

御殿　御仮屋とも云ひ、末の松山西、古館との間の高地である。伊

達家三代の主（綱宗公であらうが此の点疑はしい）濱に行かれた帰途、痘瘡にかかり仙台まで帰るを得ず。此処に御仮屋（即ち御殿）を建てて療養された所と星氏の語である。当時の井戸及び庭の門、杉の大木が残っている（地名の研究）。

貝場（かいば）貝類の殻今も非常に多い。昔貝を取って其の殻を捨てた場所か（地名の研究）。

金子田（かねこだ）

上一本柳（かみいっぽんやなぎ）・**下一本柳**（しもいっぽんやなぎ）

上大塚（かみおおつか）・**下大塚**（しもおおつか）

上鍛冶田（かみかじた）・**下鍛冶田**（しもかじた）昔八幡の鍛冶の所有地か（地名の研究）。

上塩留（かみしおどめ）・**下塩留**（しもしおどめ）

上塚田（かみつかた）・**下塚田**（しもつかた）元塚（墓）のあった所（地名の研究）。

上祓堂（かみはらいどう）**下祓堂**（しもはらいどう）祓堂（註2）は元八幡社の修祓したる御堂のあった所。其の前方に祓沼と称する所あり。元は沼であったが、今は全部深い田となった（地名の研究）。

上屋敷（かみやしき）

上谷地岸（かみやちきし）・**下谷地岸**（しもやちきし）

上谷地際（かみやちきわ）・**下谷地際**（しもやちきわ）

鎮守嶋（きじらしま）「風土記御用書出」に鎮守嶋観音堂が所在する小名と記載されている。

北原（きたはら）「地名の研究」では八幡様（八幡神社）を中心として北原、中原、東原、南原等の地があるとしている。

北谷地（きたやち）

狐塚（きつねつか）狐にたたられて祭った塚があった地か（地名の研究）。

小松山「風土記御用書出」に不磷寺や光徳院の所在する小名と記載されている。

窪（くぼ）

五反田（ごたんだ）

櫻木（さくらき）方八丁の西側の地域である。櫻木観音があり、元は年に一度神輿の渡御もあって大分盛なものであったが、今は神輿は宝國寺で保管し、只小さな岩の塔があるのみである。櫻の大木があったか（地名の研究）。

塩入（しおいり）方八丁より北方の窪（今は全部田）地である。最近まで海水がはいって来た所である。市川の堤防を高くして塩が入る（塩入）のを留めたので斯る地名が出たのである（地名の研究）。塩留、塩窪も同じ。

塩窪（しおくぼ）

渋谷地（しぶやち）

十文字（じゅうもんじ）

末松山「風土記御用書出」に宝国寺が所在する小名と記載されている。古来歌枕の地として知られており、宝国寺の後方でクロマツの古木の聳える丘一帯がそう呼ばれている。

砂押（すなおし）

砂山（すなやま）

堰根（せきね）寺前堰の付近（地名の研究）

千刈田（せんかりた）

台「風土記御用書出」に喜太郎稲荷、内八幡の所在する小名と記載されている。現在喜太郎稲荷がある場所は、標高六メートルで、不磷寺・宝国寺前の道路との比高は約三メートルであるが、昭和

一六年代はもっと高く、小山のような様相を呈していたという。そのような地形からこの名称が生じた可能性がある。

大小田（だいしょうた）

鎮守（ちんじゅ）元八幡神社の鎮座したる地或いは現在の喜太郎神社の鎮座せる為か（地名の研究）。

築道（つきみち）

寺前（てらまえ）寺前堰。東田中丘陵地南方の地。東田中に元寺があったからだとの里人の説。或いは化度寺の前方の意か（地名の研究）。

中財（なかざい）

中原（なかはら）

中谷地「風土記御用書出」に稲荷社が所在する小名と記載されている。

中谷地東（なかやちひがし）

七曲（ななまがり）

並松（ななまつ）維新前八幡様の一の鳥居のあった所（高砂村須賀と云ふ所）より八幡様まで道路に沿ふて松の木が並んであったから（地名の研究）。

西脇（にしわき）

沼頭（ぬまがしら）

沼田（ぬまた）

野泥（のどろ）

八坊橋（はちぼうばし）元八幡社に別当寺が八つあった。其の八つある内の林正寺に行く道の橋（地名の研究）。「字調書」では八防橋。

馬場（ばば）「般若寺書出」には、古館の南側にあり、かつて八幡神社が古館の地にあった頃、流鏑馬を行った場所だと記載されている。

濱街道（はまかいどう）・元濱街道（もとはまかいどう）一は湊濱より本郷原を通って仙台に行く街道のあった所。一は大代より仙台に通じる街道のあった所（地名の研究）。「字調書」では濱海道、本濱海道。

濱谷地（はまやち）

祓沼（はらいぬま）上祓堂、下祓堂の項参照（註3）。

原前（はらまえ）

半金山（はんかねやま）

東原（ひがしはら）

樋口（ひくち）

深田（ふかた）

古川（ふるかわ）

古館（ふるたて）「般若寺書出」に「当社往古ハ古館之所四方四間斗之平地ニ御鎮座有之。当時古杉一本御座候所を御社之跡と申伝候。今以宮ノ前又ハ馬場抔と申伝小名御座候ハ、旧御鎮座之寄ニ而、馬場と申候所ハ御祭礼之節、流鏑馬有之候馬場と申す事ニ御座候」と記載されている。

方八丁（ほうはっちょう）封内風土記に

八幡村方八町　東　五丁三十八間　西　五丁五十二間　北　五丁五十七間　傳云。延暦中田村麻呂所築而天喜中源頼義屯軍處也。今頗頽廃僅存其址

とあり。俗に八幡太郎義家の陣を布いた所で、其の軍兵が八丁四方に一ぱいになった。それから方八丁と云ふのだとの傳説。今は全部畑となり、其の址は只地名となって残っている（地名の研究）。本郷原（ほんごうはら）「風土記御用書出」に櫻木観音堂が所在する。

る小名と記載されている。また「般若寺書出」には「千軒余之町場有之」。唯今本郷原と申所、当社門前町ニ候由申伝候。何年以前之義ニ御座候哉、当村津波仕、右町場も一時ニ水亡仕候」と記載されている。「地名の研究」では、「往古は八幡千軒といって可なり人家も多く繁昌した所で有った。何時の頃にや大津波に流されて住む人も無くなり、今は一、二軒の人家あるのみで全部畑となっている。その津波の時であったか、八幡様が流されて利府に漂着し其処に祭られた。其が今の八幡町の八幡様であるとのこと。尚南宮の浮八幡も其の時であるか兎に角か流れ着いたもの」との伝説を紹介している。

本丸（ほんまる）

前田（まえた）

丸山（まるやま）

水押（みずおし）

水寒田（みずさむた）

南原（みなみはら）

宮内（みやうち）現在八幡神社の鎮座する所。其れにちなめる地名としては並松、宮堤、明月壇、大杉元等あり。又は八幡様を中心として北原、中原、東原、南原等の地名もある（地名の研究）。

宮堤（みやつつみ）

宮前（みやまえ）

明月（めいげつ）

明月壇（めいげつだん）祈祷所として土壇を築いた所（地名の研究）。

本大橋　元七北田川が本村を貫流している時の大橋のあった所（地名の研究）。

谷地（やち）

横道（よこみち）

六貫田（ろくかんでん）天童氏の所有田六貫文（約六十石）に当たる田であったから（地名の研究）。

註1　現在の多賀城市立多賀城小学校

註2「字調書」では上抜堂、下抜堂とあり、明治一九年の地籍図（多賀城市保管）でも同様に上抜堂、下抜堂となっている。

註3「字調書」では抜沼とあり、明治一九年の地籍図（多賀城市保管）では「萩沼」となっているが、萩堂と同様に誤写であろう。

2　屋敷名

「風土記御用書出」には、屋敷名として次の八つが記されている。

西屋敷　二軒
大塚屋敷　一軒
原屋敷　二軒
町屋敷　六軒（内寺二ヶ寺）
馬場屋敷　十一軒
東屋敷　一軒
宮内屋敷　十三軒（内沽却禿四軒）
中谷地屋敷　九軒

これらの「屋敷」は、本百姓の家数の記載が示すように単独の屋敷名ではなく、地所を示すものである。八つの屋敷のうち、町屋敷については「六軒（内寺二ヶ寺）」とあることから、宝国寺と不磷寺を含むその周辺が町屋敷であったと見られる。字馬場は、宝国寺の南西部に位置する。明治九年の地図に、「馬場囲　宅地」と表記された地区があり、馬場屋敷と推定される。大塚、宮内、中谷地の各屋敷については、小字名の分布からおよその位置を知ることができるが、西、原、東の屋敷については不明である。

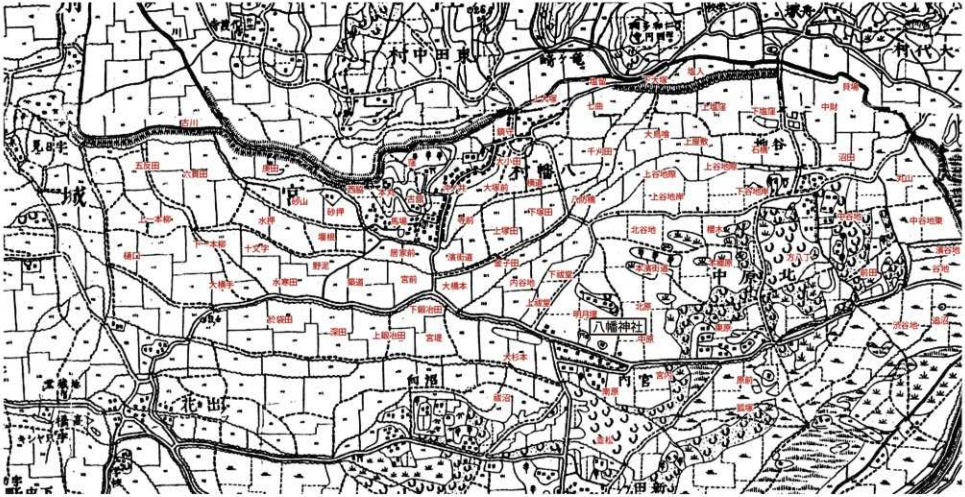

字名分布図１（戦前）

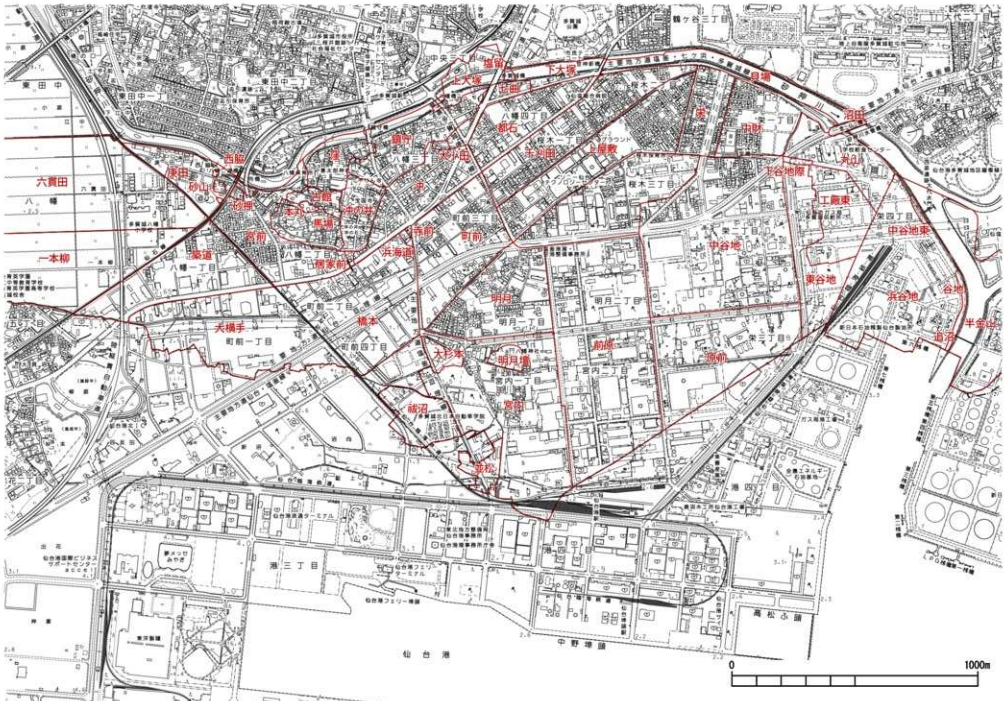

字名分布図２（戦後）

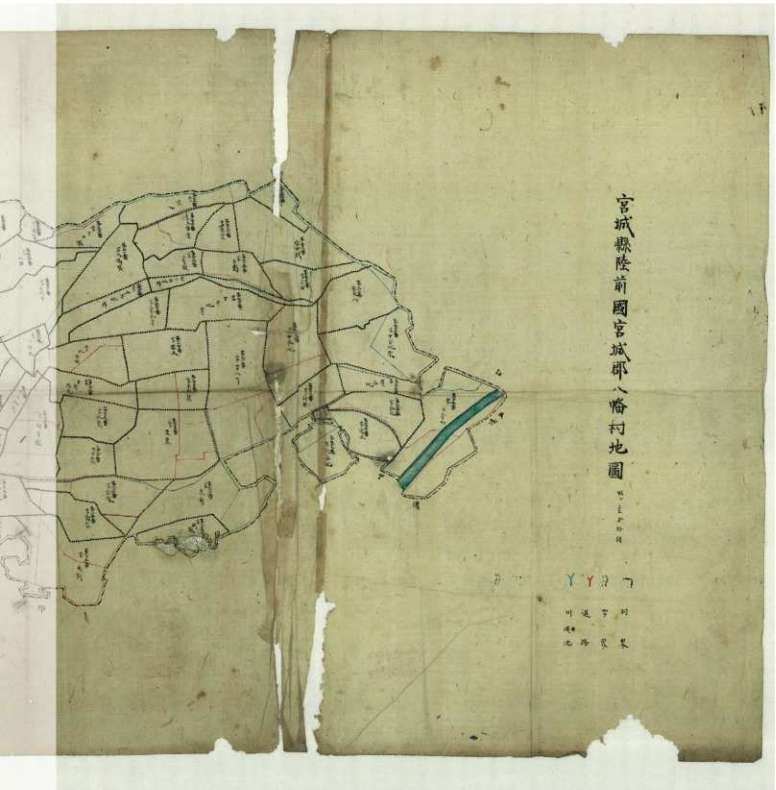

宮城縣陸前國宮城郡八幡村地図（明治 19 年）

(96.4 cm × 50.0 cm)

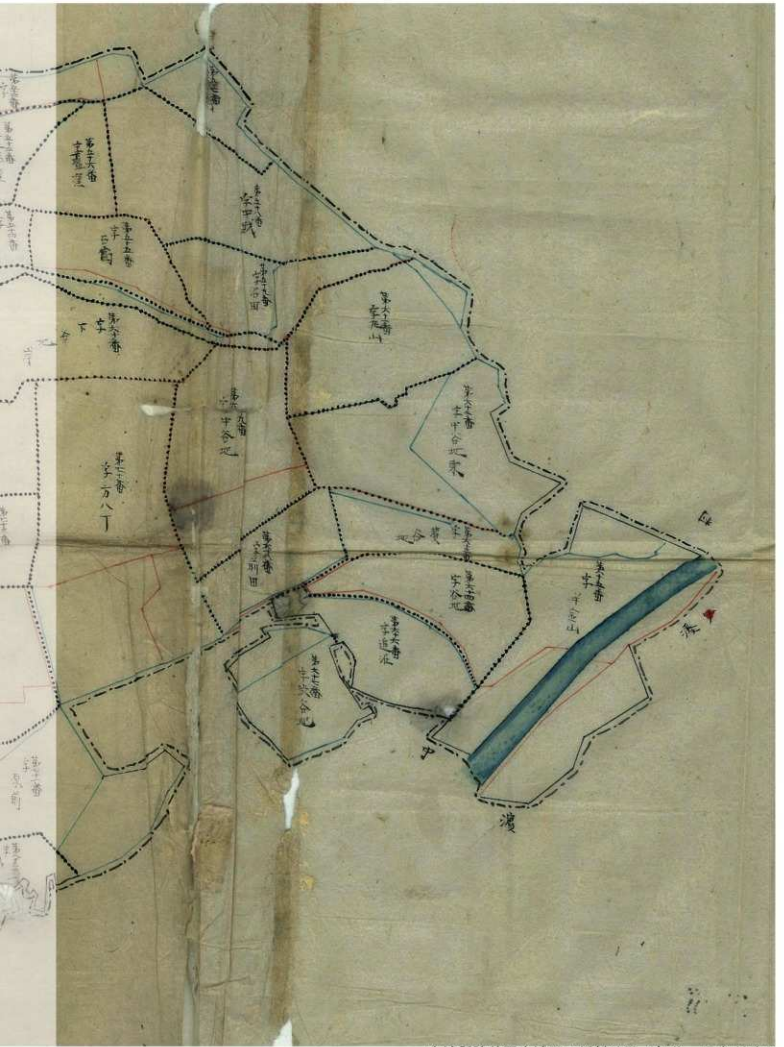

宮城縣陸前國宮城郡八幡村地図（部分　明治 19 年）

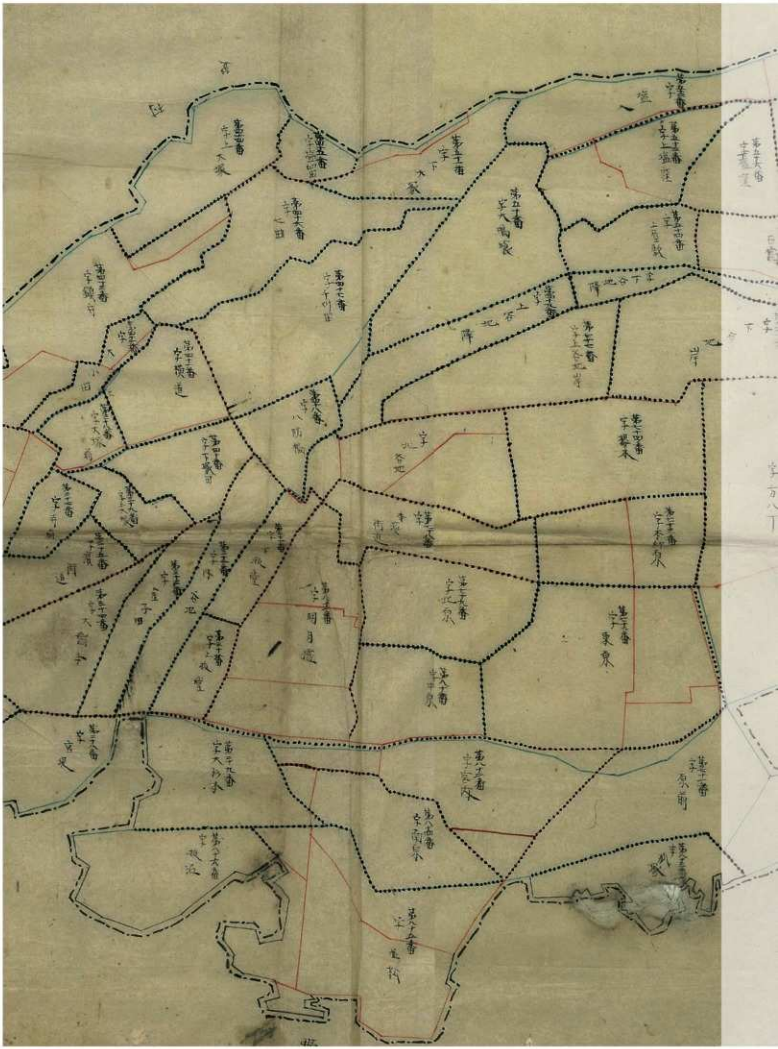

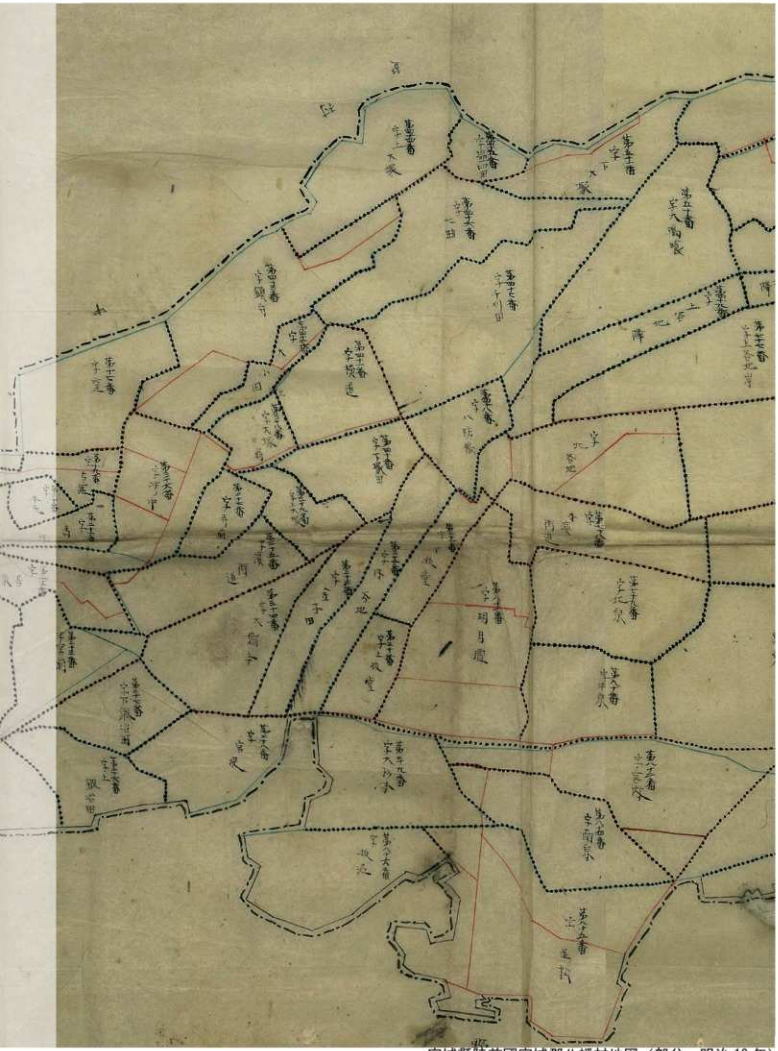

宮城縣陸前國宮城郡八幡村地図（部分　明治 19 年）

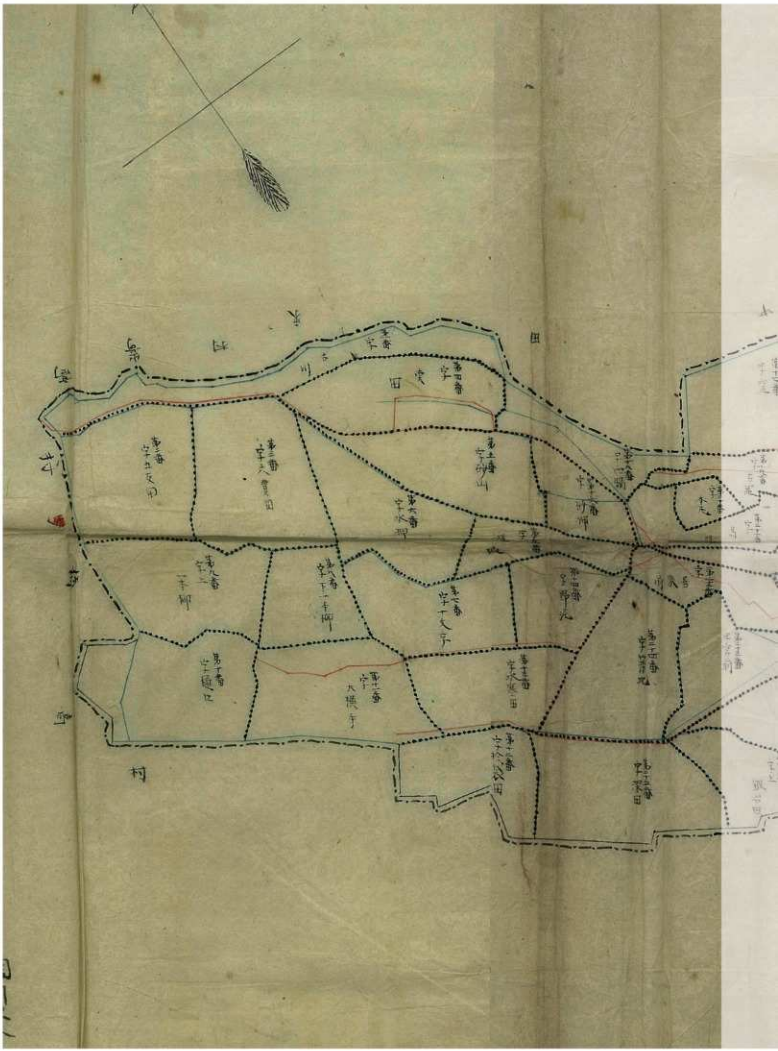

宮城縣陸前國宮城郡八幡村地図（明治 19 年）

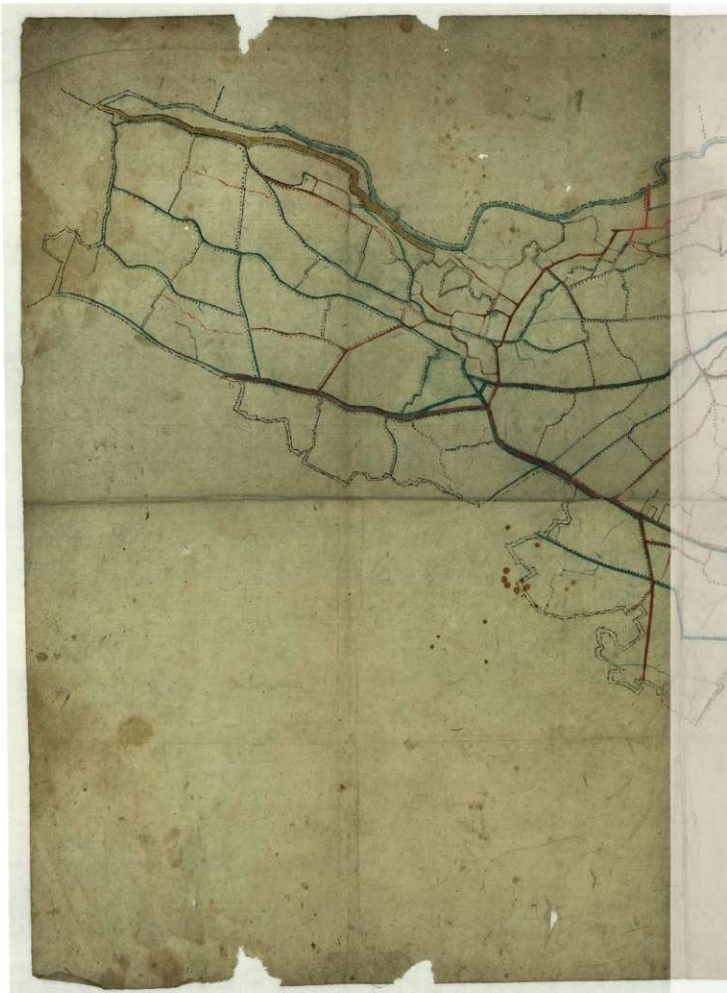

(69.0 cm× 51.6 cm)

宮城縣陸前國宮城郡八幡村地図（部分　明治 19 年）

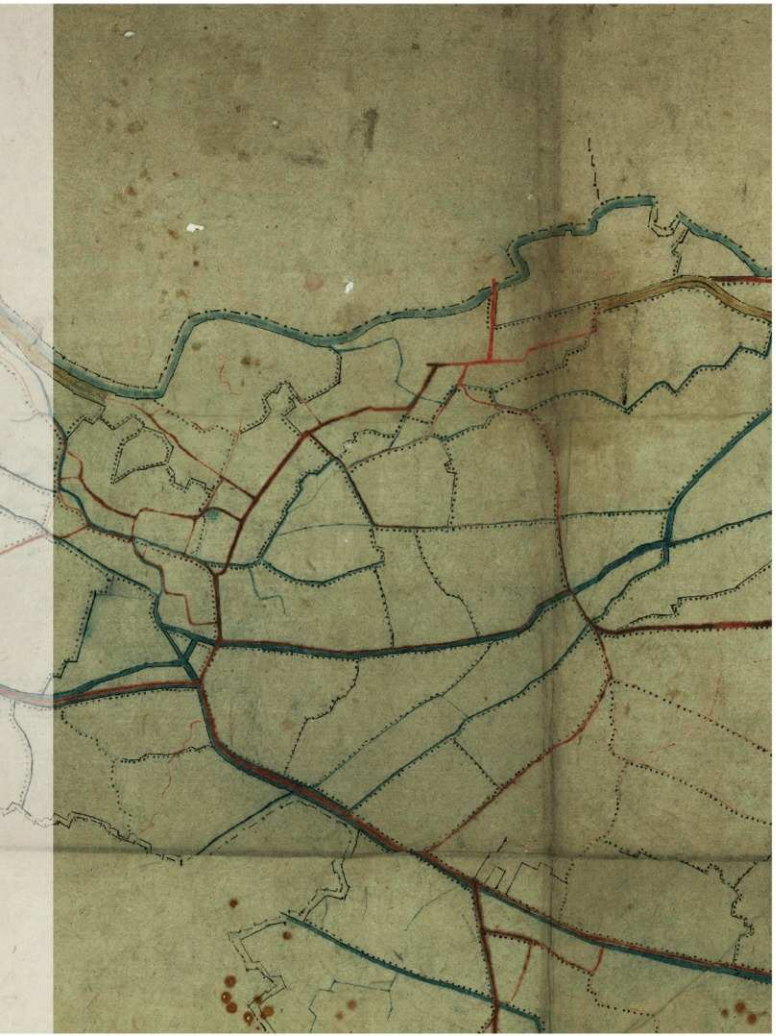

宮城縣陸前國宮城郡八幡村地図（部分　明治 19 年）

六　文献資料から見た地域の様子

仙台藩では四代藩主伊達綱村の時代に修史事業や歌枕の整備、領内の地誌編纂などが始められた。ここには、そうした一七世紀半ば以降に編纂された地誌類の中から、宮城郡八幡村に係る事項について抜粋したものを集成した。資料は成立年代順に掲載し、上段に資料、下段には必要に応じて註を付している。

なお、成立年代が中世に遡る「留守分限帳」「宮城郡末松山八幡宮社領分」は、八幡村鎮守八幡神社の由緒を考える上で大きな手がかりとなることから、併せて収録した。

以下、初めに掲載資料の概要について紹介する。また、各資料はそれぞれの文末の（　）内に記した文献から採録した。

留守分限帳（るすぶげんちょう）　成立は留守氏一六代景宗（？～一五五四年＝天文二三年没）の代。景宗は伊達氏第一三代当主尚宗の次男で、留守家に入り一六代当主となった。この分限帳は、戦国時代に宮城郡東部の国人領主であった留守氏の、直属家臣団全員の分限高（知行高）を記したもので、「御館之人数」「宮うとの人数」「里之人数」の３冊より成る（『解説中世留守家文書』）。

宮城郡末松山八幡宮社領分（みやぎぐんまっしょうざんはちまんぐうしゃりょうぶん）　仙台藩四代藩主伊達綱村による歴史編纂事業において収集された史料。表題によれば、八幡宮の棟札の裏書を写したものという。成立年代については、その記載内容から「留守分限帳」よりも古い時期ではないかとも考えられている（『多賀城市史１　原始・古代・中世』）。

奥羽観蹟聞老志（おううかんせきもんろうし）　享保四年（一七一九）完成。著者は仙台藩の画家・儒学者佐久間洞巌（さくまとうがん）で、仙台藩四代藩主伊達綱村の命により編纂された。全二〇巻。奥羽の歴史、名所旧跡、和歌、物語、紀行文など広範にわたる事象を抄出し、解説を加えている（『多賀城市史６　文学史料』）。

封内名蹟志（ほうないめいせきし）　寛保元年（一七四一）上梓。著者は郡吏佐藤信要（さとうのぶかね）で、仙台藩五代藩主伊達吉村の時代、郡奉行菅場高寿（すがばたかとし）の指示により編纂。「奥羽観蹟聞老志」の誤りを正し記事を簡潔にするなど、修史家にとって大いに益するものであると同書の序に記されている（『仙台叢書第八巻』）。

封内風土記（ほうないふどき）　安永元年（一七七二）成立。著者は仙台藩儒学者田辺希文（たなべきぶん）で、安永の風土記書上編纂事業で集成された資料をもとに、仙台藩七代藩主伊達重村の命により編纂。全二二巻で、最も完備した藩撰の地誌（『仙台叢書』『封内風土記第一巻』）。

風土記御用書出（ふどきごようかきだし）　安永二年（一七七三）から九年（一七八〇）にかけて成立。仙台藩が領内の各村に命じ、村名ニ付由来」から始まる沿革的事項について書出し、提出させたもの。田辺希文の子希元が中心となって編纂した。八幡村の風土記は安永三年（一七七四）のもので、附属文書である「代数有之御百姓書出」「品替御百姓書出」「社家書出」「寺院書出」も伝わる（『多賀城市史５　歴史史料』）。

嚢塵埃捨録（のうじんあいしゃろく）　文化八年（一八一一）成立。著者遠猪走道知（おいのはしりおがち）は、大崎八幡神社神官の大場雄潤（おおばおがら）のことと考えられている。仙台領内各所を巡覧し、事跡の起源をまとめたいとの意図のもと作成された（『仙台叢書第七巻』）。

鹽松勝譜（えんしょうしょうふ）　文政五年（一八二二）成立。著者は仙台藩儒学者舟山萬年（ふなやまばんねん）。詩文書画に秀でていたという。萬年は塩竈・松島の勝景を記す全書がないことを憂え、自ら現地に赴いて文章、図を成し全二〇巻の大著として完成させた（『多賀城市史６　文学史料』）。

(1) 留守分限帳（御館之人数）

（表紙）
御館之人数

一左(佐)藤玄番(蕃)頭
二万五千三百五十苅、百三十八
貫文地、塩かま(竈)町在家十二(一)けん(軒)、
同蔵三、ふしくら鎌一く、同山、
高のかう町在家十一間、田子屋(やヵ)地、
かせ山、東宮一万五千かり、
三十二貫六百地、
同山、屋(やヵ)地、以上二百五十九貫六百ふん(分)、
一高橋右衛門尉　二万三千五百苅、
三十四貫三百五十地、塩竈
町在家八間、同くら二(一)、
たかのこう町在家二間、はさまの山、
以上八十一貫八百ふん、
一栗林宮内少輔　一万かり、
五貫二百地、塩かまの町在家二けん、
同くら一、たかのこう町在家一けん、
へたやち、以上二十六貫五百ふん、
一邊見遠江守　二千かり、一貫文地、
塩竈町在家一けん、同くら一、
以上五貫九百分、
一高橋伊賀守　一萬八千かり、

御館之人数　読みは「おやかたのにんず」。最初に記された人名は留守氏の家臣で、中でも重臣や鎌倉時代以来の譜代・直属のいわば直臣たちを列記している。続いて留守景宗入嗣の際に一緒に伊達家から移ってきた家臣、さらに末尾近くには身分の低い奉公人や職人・芸人の名も記している。これら御館之人数に見える名前は高森城（岩切城）下に屋敷を給された者、及び集住させられた者たちである。

佐藤玄蕃頭　留守氏の執事で、塩釜の駒犬館に居を構えた。

苅・貫　田を苅高、畠・町在家・蔵・山を貫高で示している。その換算率は、一〇〇苅＝二〇〇文、在家一軒＝二〇〇文、蔵一棟＝七〇〇文であった。

邊見氏　留守景宗が伊達家から入嗣した時、付き人として従ってきた伊達家の家臣といわれている。

以上三十六貫分、
一村岡丹波守　五百かり、五貫四百地、
以上十四貫分、
百五十苅、
一　貫二百地、かひ地千かり、
山王より一貫五百文
以上十くわんふん、すけや山、
一富澤左近　千八百かり、
二貫二百地、塩かま町在家半在家、
たかのこう町さいけ一けん、
以上六貫百分、
一金内又七郎　四千七百かり、
五貫七百地、塩かま九文、せき、
以上六十貫四百分
一遠藤伯嗜守　千三百かり、
二貫七百地、以上五貫三百文、
同うけ所、田子、二本木、
此内千四百かりたかき田
四千五百苅、二貫文地、
一村岡肥後守
二千四百五十苅、四貫四百地、
以上九貫三百分、
御神りやうくつかた千かり、
一机岡彦十郎　三千五百かり、
一貫文地、同山、以上八貫分、
一小幡七郎左衛門　三千六百かり、

富澤氏・小幡氏　留守景宗が伊達家から入嗣した時、付き人として従ってきた伊達系の家臣といわれている。

五貫五百地、以上十二貫七百分
一栗野藤内左衛門　四千二百五十かり、
一貫五百地、以上十貫分、
一斎藤若狭守　三千七百かり、
四貫地、たかのこう町在家半さいけ、
塩かま町さいけ八間、蔵二、
以上十四貫二百分、
一高橋玄内左衛門　二千五百かり、
五百地、以上五貫五百分、
一西成田玄衛門　千かり、五百地、
以上二貫五百分、同うけ所、千二百かり、
一貫七百地、ちやく田七百かり、此内
五百かりへいた、
一八嶋掃部　千八百かり、
以上三貫六百分、
一守屋あふミ（近江）　二千かり、
一くわん（貫）地、以上五貫分、
一花ぶし（節）治部少輔　五百かり、
十二くわん四百地、一貫五百文野、
以上十四貫九百分、
一鎌田六郎衛門　のなかに山、
千六百かり、三貫八百地、以上七貫分、
一中山神衛門　五百かり、三貫四百地、
以上四貫四百分、
一深田肥前守　千八百かり、二貫三百地、
たかのこう町さいけ一間、半在家、かい地二千七百かり、

鎌田氏　在庁官人の系譜をひく者

大しろ、以上十一貫三百分、
一さ(左)藤新兵衛　五百かり、以上一貫分、
一さ藤長門守　二千かり、一貫五百地、
以上五貫五百分、
一鈴木ゑちこ(〔朝後〕)　千かり、二貫二百五十地、
以上四貫二百五十分、
一西成田筑後守　千かり、四百地、たかのこう
町さいけ一けん、はんさいけ(〔半左家〕)、以上二貫八百五十分、
一鎌田又二郎　三百かり、五百地、以上一貫百分、
一鎌田左衛門二郎　二百かり、以上四百分、
一堀籠監物丞　五百かり、二百地、
以上一くわん二百ふん、
一そか又八郎　せん(〔千〕)五百かり、四貫地、春(〔赤〕)地、
以上七くわんふん、
一相澤三郎四郎　四百かり、はやま御神りやう、
以上八百分
一高橋新助　五十かり、五百地、以上六百分、
一本郷おきへの助　五百かり、八百地、
以上一くわん八百ふん、
一能可　二千七百かり、四貫五百地、
塩かま町さいけ二けん、くら一、以上十一貫二百分、
一御下館之御分　三千二百かり、
五貫五百地、塩かま町在家一けん、くら一、
以上十三くわんふん、
一斎藤小四郎分　二千六百五十かり、
三百地、以上七貫六百分、

一千石彦四郎分　山なわしろに山、
二千四百五十かり、一貫八百五十地、
以上七貫五十分、
一須田七郎　千かり、一貫八百地、此内春地七百地、
以上三くわん八百分、
一大窪たちわき分　千百かり、
二百地、以上二貫四百分、
一菅之左渡　五百苅、以上一くわんふん、
一菊地土佐守　しほかまくら一、
千百かり、以上二貫二百分、
一御館のはたけ　四百地、
一御館のうへさまの之分　岩淵はたけ、
以上三貫四百地、しほかまニくらい一、
一カミさまの御くら一、
一菱沼十郎へもん、五百かり、以上一くわんふん、
一神山下野　たかのこうのまちさいけ一けん、
五百かり、三百地、以上一貫五百ふん、
一いなは　二百五十かり、以上五百ふん、
一御はしかき九郎さへもん、二百五十苅、
以上五百分、九人せき、
一さん二郎太郎衛門　百五十かり、以上三百分、
一御小者藤兵衛　七百かり、二百地、
以上一貫六百分、
一御こもの彦二郎　三百かり、
以上六百分、

御小者　雑用に従事する身分の低い奉公人。

一余目殿　たかのこう町さいけ、以上四間半さいけ、
一吉田殿　たかのこう町在家、以上二間半さいけ、
一浮嶋之分　以上半在家、たかのこう、
一土器藤兵衛　たかのこう半在家、
一とうや大覚　以上一間半さいけ、たかのこう、
一小野因幡　たかのこう、以上一間半さいけ、
一御こもの彦衛門　以上半さいけ、たかのこう、
一観世九郎兵衛　以上塩竈町在家一間、
一あつミ周防守　以上町在家塩竈一間、
一鈴木但馬　以上藏二、
一鈴木隼人　以上町さいけ一けん、くら二、
御かまの神領五百かり、
一さ藤大隅　以上町在家二けん、
塩かま新まち
一けん　あん大夫　　一けん　いのまた
同　ゑひす　　同　けんたん
同　かもん　　同　かくゑひの御分くら（此内）一、
同　いつ　　同　玄ひやう
同　六郎へもん　　同　雅楽助
同　大夫形部　　同　源ゑもん
一けん　かけゆ　　一けん　堀籠越中
一けん　大蔵掃部　　一けん　新兵へ
一けん　かつさ　　一けん　鈴木但馬
一けん　山ふし大くら　　一けん　三郎へもん
一けん　ミやとかもん　　一けん　大郎へもん
一けん　ふんこ　　一けん　藤八

余目殿・吉田殿　いずれも留守氏の一族。「殿」付けで記され、特別な立場にあったことが伺える。それぞれの一族の本家であろう。

土器藤兵衛　かわらけつくりの職人。

とうや大覚　銅屋大覚

観世九郎兵衛　観世流の能楽師と推定される。

一けん　与五衛門　　一けん　たんは
一けん　ゑちこ　　一けん　わかさ
一けん　七郎へもん　　一けん　ちやせん

(2) 留守分限帳（宮人の人数）

（表紙）

宮うと（人）の人数

一志んたゆふ（新太夫）
六千六百かり（用）、
七貫八百地、
たかのこう町在家一けん、
塩竈町在家二けん、
よしつにかま（竈一凡カ）一く、
よしつ山
以上廿一貫六百分、

一あんたゆふ
二千八百かり、
二貫三百地、
たかのこうの町ニ、五百かり被成候間、如此候、
以上六貫九百分、
本分ハ七貫九百分、

宮人の人数　鹽竈神社の神官一九名を記したもの。留守氏は鹽竈神社の神主でもあったことから、神官も家臣として扱われたものであろう。

志んたゆふ　新太夫。右宮一禰宜。

あんたゆふ　安太夫。左宮一禰宜。「奥州留守家旧記」にも見える。

一おかしま
　三千かり、
　五貫地、
以上十貫分、
一とうたゆふ
　二千七百かり、山、
　五貫地、
以上十貫四百分、
一せいたゆふ
　三千かり、
　二貫四百地、
以上八貫四百分、
一あへあんたう四郎
　九百かり、
　三貫地、
以上四貫八百分、
一きへいねき（禰宜）
　千二百五十かり、
　一くへん（一貫）地、
以上三貫五百分、
一あつしよ蔵之助
　九百かり、
　一貫地、
以上二貫八百分、
一小野四郎さへもん「かまた（一貫重）彦七郎」
　千かり、

おかしま　男鹿島。別宮一禰宜。「奥州留守家旧記」にも見える。

とうたゆう　藤太夫

せいたゆう　清太夫。左宮二禰宜

以上二貫分、
一さつくわふん
　千四百五十かり、
　六百地、
以上三貫五百分、
一西のさき
　千八百かり、
　一貫六百地、
以上五貫二百分、
一つゝみうちてん
　二百五十かり、
　四百地、
以上九百分、
一さいしよ六郎二郎
　三千五百五十苅、
　十八貫五百地、
以上廿五くハん（貫）分、
一あかはませふ
　千三百かり、
　三貫二百地、
以上五貫八百分、
一野中せふ
　千百かり、山、
　一貫八百地、
以上四貫分、
一やとうねき

さつくわ　酌加氏。在庁官人の系譜を引く留守氏の家臣。「奥州留守家旧記」にも見える。

さいしよ　税所氏。在庁官人の系譜を引く留守氏の家臣。「奥州留守家旧記」には、八幡の放生会に留守氏の代官として参列し、最初に顔を見せるので「さいしよ」というと記されている。

千五百かり、
二貫九百地、
以上五貫九百分、
一わかこふんせつたち子
三百かり、
一くハん地、
以上一貫六百分、
一わかこぬかのふ
九百五十かり、
二貫五百地、
しほかま町在家一けん、
以上四貫六百分、
一わかこ野中
千百かり、
四貫四百地、
以上六貫六百分、

(3) 留守分限帳（里之人数）

（表紙）
里之人数
一○かさかみ図書助
一まん三千かり、

里之人数　自領の村に居住する外様の家臣を列記する。

十六貫三百地、山、
以上四十二貫三百分
一〇鶴（〇鶴屋）かやふせん
六千三百かり、
二貫二百地、
以上十四貫八百分、
一〇松（〇岡屋）おかひこ十郎「（〇岡屋）いな澤」
六千五十かり、やち、
二貫四百地、
以上十四貫五百（〇分）ふん、
一〇や（〇八）ハたし（〇橋）やうげん
五千五百かり、
四貫九百地、
以上十五貫九百分、
一〇しかは（〇志賀地）やと
四
六千三百かり、
十貫七百地、
以上二十三貫三百分、
一〇たかひら惣衛門
五千かり、
十二貫二百地、
「しほ（〇岡屋）かま町在家一けん」
以上廿二貫四百ふん、
一〇かま（〇鎌田）た神六「後藤（〇岡屋）太郎左衛門」
四千かり、山、

四貫百地、
以上十二貫百ふん、
一 「御館」（異筆）丹之（紀）新さへもん
三千八百かり、
十貫七百地、
以上十八貫四百分、
新ゑもん
一○高はしふせん
三千かり、
四貫三百地、
以上十貫三百分、
一○たかはし肥前「高橋（異筆）二郎衛門」
二千かり、山、
六貫四百地
以上十貫四百ふん、
一○あかま（赤間）新十郎「内田（異筆）主殿助」
三千三百かり、
十三貫地、やち、
以上十四貫七百分申候、
以上十九貫六百分
一○花（ぐし）ふし（漁）平ひやうへ「花（異筆）ふしかゝい」
二千五百かり、
八貫地、
以上十三貫ふん、
一○さ（異筆）藤彦八郎「須田（異筆）文八郎」
「つちのへさるのとしより、わひ（佐）事申、三千四百かりに

六千三百かり
十貫七百地、
「以上十七貫五百分」（異筆）
以上廿三貫三百ふん、
一〇松おか（岡）與十郎「松岡五郎ひやうへ」（異筆）
二千二百かり、
三貫五百地、
たかのこう町在家一けん、半在家
以上八貫二百文分、
一〇吉田新ひやうへ「さくまいつミ」（異筆）
千五百かり、
四百地
たかのこう町在家、半在家、
以上三貫五百分、
一さ藤ミの（美濃）
千五百かり、
五貫二百地、山、
以上八貫二百ふん、
一〇金之（彩）八郎左衛門「高はし四郎兵へ」（異筆）
二千三百かり、
一貫八百地、
以上六貫四百分、
一〇千葉彦ひやうへ
五百かり、
五貫三百地、山、

かひつめ申候、」

以上六貫三百分、
同御神りよ千二百かり、
一〇小野八郎ひやうへ
千八百かり、
二貫六百地
以上六貫五百分、
一〇けんはの民部左衛門
二千二百かり、
三貫四百地、
以上七貫八百分、
一〇たところ六郎二郎
二千五百かり、
四貫三百地、
以上九貫三百分、
一〇江家はやと「下飯坂壹岐守」
二千三百かり、
三貫六百地、
以上八貫二百ふん、
一小野とのもの助
二千三百かり、
三貫二百地
こしの浦にかま一く、
同御神りよ二百かり、
以上七貫八百分、
一こたま治部少輔「御たいのや」
千二百かり、

三貫八百地、
以上六貫二百分、
一「御館」（眞第）丹之いなは（四種）
千二百かり、
三貫五百地、
しほかま（ヘ）町在家二けん、
以上六貫三百ふん、
一鈴木蔵之助「佐藤助兵衛」（眞第）
千二百かり、
一貫九百地、
以上四貫三百分
一○丹之しもうさ（下總）「鈴木新三」（眞第）
千二百かり、
五百地、
以上二貫九百分、
一○あかま刑部（赤間）「蓬田いなは」（眞第）（三四種）
千三百かり、
一貫地、
以上三貫六百分、
一○眞山さへもん五郎「眞山新さへもん」（眞第）
千五百かり、
二貫地、
以上五貫分、
一○なめかた（行方）源へもん「行方源ゑもん」（眞第）
千五百かり、
一貫七百地、

以上四くハん（一貫）七百分、

一○あへ兵二郎「ぬまたさつま（一百田隈摩）」

千かり、

一貫地、

以上三貫分、

一○うつミ藤左衛門（内海）「小幡うたの助（雅楽）」

千八百九十かり、

一貫九百地、

以上五貫六百分、

一○砂金するか（駿河）

四千かり、

一貫四百五十地、

以上九貫五百分、

「おの〳〵（鳥笠）はい分」

一粟野彌八郎

五千百かり、

四貫二百地

たかのこう町在家一けん、半在家

以上十四貫七百分、

一伊藤とうひやうへ（藤原衛）「大なごん（鳥笠）（納言）」

千三百かり、

二貫二百五十地、

以上四貫九百分、

一○松おか新さへもん「まつおか（鳥笠）源内」

五百かり、

小幡うたの助　留守景宗の付き人かと考えられる。

いさこ駿河　柴田郡砂金（宮城県川崎町）の領主、留守景宗の付き人かと考えられる。

四貫地、
以上五貫文、
「おの〳〵はい分」（異筆）「まつらさぬき」（異筆・松浦清教）
一 ひやうたう河内　八嶋十郎衛門尉
　　此内五百地」
　千かり、
　二貫地、
以上四貫分、
一 鈴木六郎四郎「まつおか源内」（異筆）
　八百かり、
　一貫地、
以上二貫六百分、
一○鎌田ちふのせう（治部少輔）「吉田助三」（異筆）
　五百かり、
　同御神りよ三貫地、
　五百かり笛ふき田、（吹）
以上七貫分、
一○かち雅楽助「小幡助ゑもん」（異筆）
　百五十かり、
　二百五十地、山、
　御かふらてん、
以上五百五十分、
一○六かくのうきやう（角右京）「窪彦衛門尉」（異筆）
　三百五十かり、
　四貫地、

以上四貫七百分、
一○長南へい三郎「さくらい彦衛門尉（異筆）
三百かり、　かすかハ太郎助」
三貫地、
以上三貫六百分、
一○左藤大しやう「上彦衛門尉（異筆）」
千かり、
一貫三百地、
以上三貫三百分
一　さ藤彦三郎「かわらさき（異筆）
齋藤平さへもん
三百かり　同四郎兵へ」
二貫地、
以上二貫六百分
一○あへの弥六郎「松浦又六（異筆）」
百かり、
七百地、
しほかま町在家二けん、
此内春地（異筆）四百地、
以上九百分、
一　笠菅又五郎
九百かり、
一貫八百地、山、
以上三貫六百分、
一　玉あミ藤三郎
二百かり、

一 高橋大三郎
千五百かり
一貫五百地、
以上四貫五百分、
一 鈴木源左衛門
千四百かり、
三貫地、
塩竈町在家一けん、
以上六貫分、
一 わかう（若生）大かく（学）「余目五郎ゑもん」
千九百かり、
二貫地、
以上五貫八百分、
御ねんくめ、
二千二百かり、
一くハん地、
一 堀籠ゑつ（越）中「堀籠伊与守」
三千百かり、
五貫五百地、
しほかま町在家三けん、
くら（蔵）二、
此内春地（はる）五百地、
以上十一貫七百分、
一 鎌田又六郎
千かり、
二貫地、

はやしやち、（林谷地）
以上四貫分、
一○よもきた刑部（蓬田）「蓬田いなは」（異筆）（因縁）
六百かり、
一貫五百地、
以上二貫七百分、
一○うさミ源三郎「たかのこうけんたん」（異筆）（検断）
千百かり、
三貫地、
たかのこう町在家三けん、
半在家
以上五貫九百分
一○宮波二郎ひやうへ「鎌田彦七郎」（異筆）
千九百かり、
五百地、
以上四貫三百分、
一余目まこへもん（弟右衛門）「余目右近」（異筆）
五千かり、
以上十貫分、
一○さ藤彦さへもん
一まん百かり、
四貫七百地、
しほかま町在家一けん、
十六貫百五十分
以上廿五貫分
「さん」（異筆）のうさいけ

たいのやかい地のけ、
以上廿一くわん九百文　廿二貫五百分
一〇吉田藤さへもん「吉田藤左衛門」
七千かり、
二貫地、
以上十六貫分、
一〇山のむら「岸波孫へもん」
二千八百かり、
以上七貫六百分、
一〇遠藤ひせん「嶺岸藤さへもん」
千二百かり、
一貫地、
以上三貫四百分、
一遠藤五郎ひやうへ
三千かり、
三貫三百地、
以上九貫三百分、
一〇江六との「小幡助ゑもん」
六千六百かり、
四貫二百五十地、
以上廿一貫四百分、
一南目殿
「四百」かり、いなはかさき、あれち、
千二百かり
二百かり、かまた六郎衛門尉、
二百かり、こうこ太郎衛門尉」
一貫二百地、わせひけ、

江六との・南目殿　「殿」付けで記され、特別な立場にあったことが伺える。なお、国分氏の一族に郷六氏、家中に南目氏の名が見える。

以上三貫六百分、
一〇はんちやう（番匠）大蔵
二千三百かり、
「二百（異筆）かり、大斎、
二千百かり、あれち、」
二百地、
「二百（異筆）ち、松おか蔵人、
二百地、とうはん、」
たかのこう町在家四けん
半在家
以上五貫七百分、
一〇はんちやうひた（慣弾）「さくまいつミ」（異筆）（佐久明和泉）
千二百五十かり、
一貫四百地、
以上三貫九百分、
一　とうちやう源兵衛
以上一貫地（鋭筆）「こかハせい兵衛」
一　をきのさいけ、いつもさいけん
千五百かり、山、
六百地、
以上、
一〇おとな宮内少輔さいけん
二千かり、
一貫四百五十地、
以上、

一〇をとな中つかささいけん（務）
二千かり、
一貫八百地、
以上、
一〇祢き源衛門
二千五百かり、
二貫五百地、
以上、
一〇ミやまんところ河内（政所）
八百かり、
一貫百地、
以上二貫七百分、
一かちたくミ（勝田工カ）
以上四百地

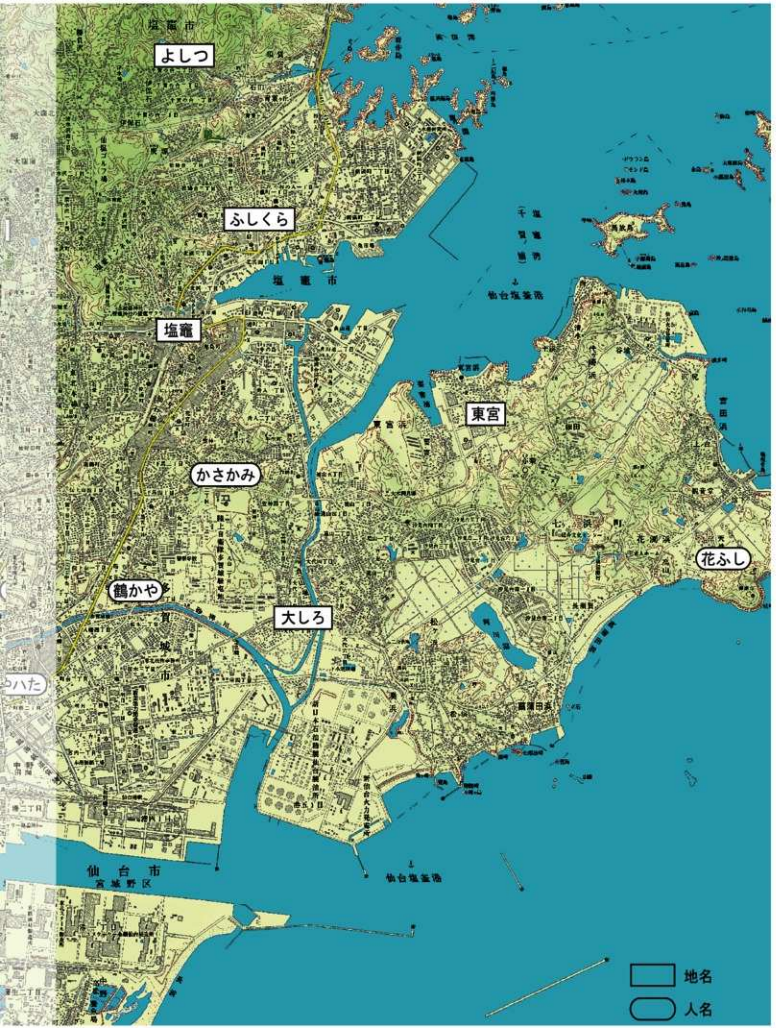

留守分限帳に見る地名等

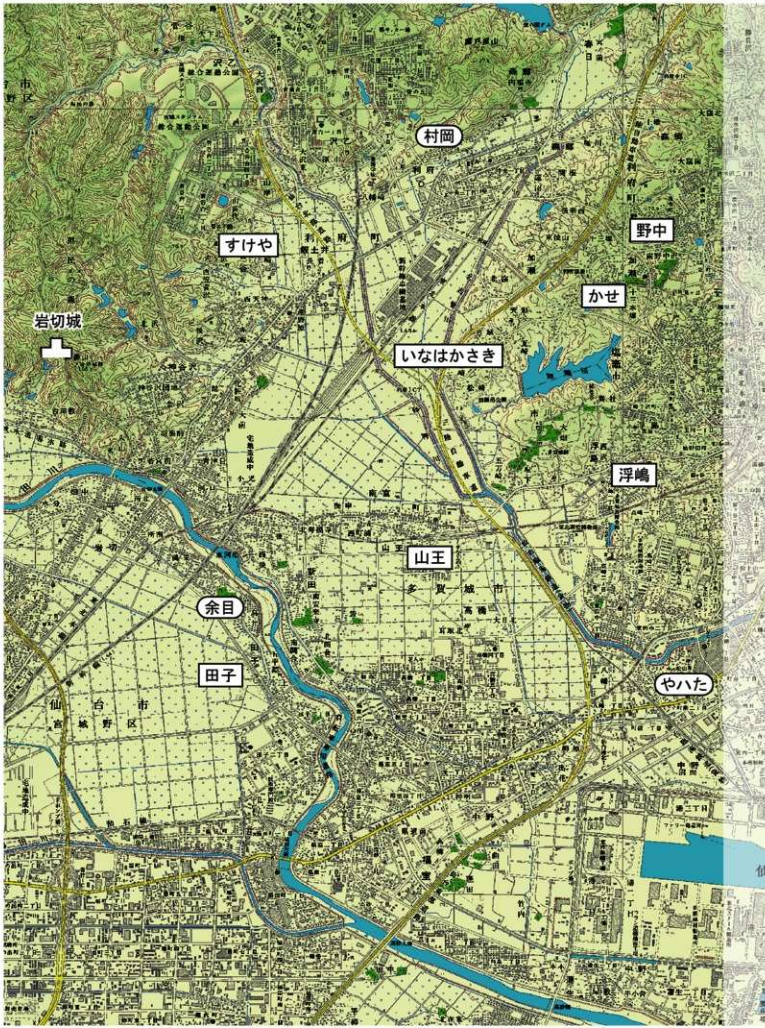
村岡
野中
すけや
かせ
岩切城
いなはかさき
浮嶋
山王
余目
田子
やハた
仙台市
宮城野区
仙台

(4) 宮城郡末松山八幡宮社領分

（表紙）
「宮城郡末松山八幡宮社領分
棟札裏書より写申候」

一壱万五千百かり　御まつり奉行 高崎ミのゝ助
一六千五百かり　御やぶさめ 小幡かつさ
一四千三百かり　御やぶさめ 安部太郎右衛門
一弐千弐百かり　御やぶさめ 金与惣兵衛
一三千弐百かり　御やぶさめ奉行 高崎藤兵衛
一弐千五百かり　小幡孫左衛門
一七百かり　小幡志摩守
一四千六百かり　一ノ御くい 高橋長門守
一弐千かり　御くい 高橋彦左衛門
一千かり　小幡孫三郎

※ ⑯は、安永三年に藩に提出された「安永風土記御用書出」のうち「八幡社家書出」。

高崎ミのゝ助　苅高では二番目を占め、祭礼のまとめ役。高崎氏は八幡氏一族（『平姓八幡氏系譜』）。

小幡かつさ　流鏑馬の射手か。小幡姓は八筆を数え、最大を占める。近世の⑯でも茂右衛門・庄蔵の二家があった。

安部太郎右衛門　⑯曲田屋敷市太郎の十代前の先祖に阿部下野守がいたとしている（中野村屋住）。

高橋長門守　神の依代（よりしろ）である御幣を祭礼の中で捧げる役。高橋姓は四筆を数える。⑯では孫右衛門・次兵衛の両家があった。いずれも八幡村に住んだ社家だった。

一千四百かり	中たて新左衛門
一九百かり	たし路太郎右衛門
一千百かり	小幡新六郎
一千五百かり	小幡助兵衛
一七百かり	鎌田藤兵衛
一七百かり	高橋藤左衛門
一弐千かり	鈴木（御いい）彦左衛門
一弐千七百かり	こほり山左馬助
一弐千百かり	こほり山八郎兵衛
一千八百かり	猪又弥七郎
一八百かり	八木助左衛町
一三百五十かり	石川弥五郎
一弐百かり	江家ミのゝ助

鈴木彦左衛門　鈴木姓は四筆を数える。㊱には庄兵衛・庄五郎の二家（八幡村居住）があった。

こほり山左馬助　㊱中野村居住の郡山戸右衛門の名が見えている。

江家ミのゝ助　㊱には中野村居住の郷家作右衛門の名が見える。江家姓は二筆。

一五百かり	鈴木弥惣右衛門
一千かり	遠藤満太郎
一四百五十かり	さっさ平七郎
一五百かり	こほり山右近
一三千弐百五十かり	おの次郎左衛門
一弐千五百かり	もりや孫助（ひきやく）
一千百かり	江家藤八郎
一四百かり	中たて左近（ひきやく）
一弐千かり	遠藤しやうけん
一千八百かり	小野備前
一三千弐百かり	小野彦次郎
一三千かり	まくの内新左衛門
一弐千九百かり	かち藤次郎

おの次郎左衛門　「留守分限帳」宮うとの人数に小野四郎左衛門の名が見える。

ひきやく　飛脚。祭礼での連絡・雑役係であろうか。

かち　鍛冶であろう。

一五百かり	小幡与惣兵衛（こもしき）
一千弐百かり	ばんじやう八郎兵衛
一千かり	遠藤彦十郎
一千かり	をつと
一六百九十かり	大つか七郎左衛門
一弐百七十かり	三日市けんたん
一九百かり	小幡兵庫
一弐万八千九百八十かり	大宝坊
一壱万五百かり	高橋豊前
一千四百かり	星越前
一四百かり	金子藤左衛門（かわら）
一五百かり	はんにや院
一弐千四百かり	里んしやう寺

こもしき　菰敷か。祭礼の時の場内整備を担当したものか。

ばんじやう　番匠＝大工のこと

三日市けんたん　門前町に開かれた三斎市の役人である。

大宝坊　最大の知高を持つ。八幡宮の別当般若寺の子院であったろうか。

高橋豊前　「留守分限帳」里之人数に高橋ふせんの名が見える。

はんにや院　八幡宮別当だった般若寺（真言宗、八幡村）のことであろう。

里んしやう寺　隣鐘寺（臨済宗、八幡村）。近世には末松山宝国寺を称した。

一弐千三百かり	一わんちやう
一七百かり	いしさき
一千六百かり	けく
一千かり	柳もと
一千かり	富中
一弐千かり	杉もと
一三千かり	法蓮寺分
一千かり	中あら町けんたん
一五百かり	一ノ祢き
一三千七百かり	二ノ祢き
一九百五十かり	十郎大夫
一七百かり	大ノ祢き
一百かり	つゝみうち

いしさき　地名か。

けく　⑭には中野村居住の沼田外記の名が見える。外記の誤りか。

柳もと　地名か。

富中　地名か。

杉もと　地名か。

法蓮寺　塩竈神宮寺。真言宗。明治維新の廃仏棄釈で廃寺になった。

一ノ祢き・二ノ祢き　禰宜（ねぎ）は神主の下の神職で塩竈神社では神主留守氏の下に左宮一禰宜安大夫、右宮一禰宜新大夫らがいた。八幡宮でも同じように神主八幡氏の下で、社務の執行に当ったものであろう。⑭では一禰宜小泉加茂之助（中野村）二禰宜高橋次兵衛（八幡村）を示す。

つゝみうち　「留守分限帳」宮うとの人数につゝみうちてんの名が見える。

一七百かり　一ノワかこ
一六百かり　せんぶ
一四百かり　ニノワかこ
一七百かり　へつとう
一七百かり　三ノワかこ
一五百かり　もりち
一七百かり　ざいちやう
一千四百七十かり　からかうし
一五千九百かり　一たすミ
　一杉かさき
一弐千三百かり　かたひらやしき
一弐千六百かり　ゑノうち六郎兵衛
一千四百かり　鈴木いの助
一三千かり　うすき

わかこ　若子か。「留守分限帳」宮うとの人数にわかこ野中などあり。

せんぶ　膳部か。「留守家旧記」に宮侍の中に「せんふ」を挙げる。

ざいちやう　国府留守所の在庁官人。鹽竈神社にも多くの在庁方がいた。

かたひらやしき　屋敷名か。

一弐千百かり　余目内膳
一千五百かり　ふ里んじ
一六百かり　鈴木三河守
一千五百かり　あぶらでん

ふ里んじ　小松山不識寺。臨済宗。八幡村。

あぶらでん　油田、八幡宮で使う灯明の油の費用を提供する田のこと。

(5) 奥羽観蹟聞老志

興井（ヲキノヰ） 拠二小町歌一則当レ作二熾井字一

未レ詳二其地一相伝同郡八幡農家中有二小池一池中奇石礧々佳状可レ愛州人古来称曰二興石一奇絶如二盆池一池中乾隅有二水脈一而出是乃　興井也俗子以為二条院讃岐沖石詠則指二此石一者也不レ知二以下湖　水湿二海石一難レ乾而比乙之愁人涙袖之霑甲也歌見二都島下一

興井郷（ヲキノヰノサト）

八雲御抄有二興井郷一未レ詳二其地一蓋指二此村落一乎又文字或作二起居郷一其義則取二愁人不レ眠之意一然夫木集以二起居之歌一而混為二興井里之作一註二其下一曰興井里乃陸奥也文字亦相通和訓亦相通不レ知同所而異二其字一同二其訓一者乎唯編二松葉集一者分為二別所一未レ詳二其是非一焉以二同訓一而姑挙二之興井里下一但於レ呼二其名一也興井則上下之間加二之字一起居則去二之字一其相別也如レ此不レ可レ不レ辮焉

家五十首

夫木集下　　従二位範家卿

ほとゝきす　起居のさとは　過ぬなり　いかなる人の　ゆめ結らん

九月十三夜十首歌里月おきの井里　陸奥

同　　第三のみこ

夜もすから　訣につとふ　しら露の　おき井の里に　月を見る哉

同　　藤教純

しつの女は　月におきゐの　里とをみ　追かせしるく　衣うつらん

正治二年百首御歌

同　　第二のみこ

衣うつ　きぬたの音を　しるへにて　おきゐの里を　尋つるかな

以「歌意」考レ之則倶是起居字当二其義一而曾無二興字義一矣然則為二別所一分明也決当レ取二起居之義一矣興字亦拠二小町歌一而作レ熾井一於二興字一曾無二干渉一也十三夜下註加二之字一者非レ是

都島（ミヤコジマ）

未レ詳二其地一或曰桃生郡宮戸島是也島上景致絶勝比二之京師之華靡一且宮戸都音相近故誤二其称呼一戸音許俗人合二訓音一而呼二宮戸一直為二皇都一後人不レ察誤所二以訓一美也登一者也或曰其説非也其島畔別有下称二皇都一者上郷人誇言往古此佳島奉レ勅蒙レ美名一者也仍有二皇都島名一是亦不レ足レ取焉以二小町歌一考レ之則熾井都島元一所而豈異二其地一哉熾井以二八幡地一為レ是則此島矣隔二数十程一耶且夫熾井則宮城也都島則桃生而間二海岸一不レ合二古歌事実一豈夫然耶然則八幡名蹟池為二熾井一石為二都島一而以レ無二障礙一矣識者辯レ之

むかし陸奥国にて男女ありけり　おとこ都へいなんといふ　此をんないとかなしうて馬のはなむけせんとて　おきの井みやこしまといふ所にてさけのませてよめる

小町

おきの井て　身をやくよりも　悲しきは　みやこ島への　わかれ成ける

右歌及詞書見二伊勢物語第百十五一又古今集為二小町作一

弘長三年中務卿親王家百首

夫木 島部

権僧正公朝

わかれ路に　身をやくおきの　数そへて　都島辺に　飛ほたる哉

八幡古館

在二八幡村一伊澤四郎家景家臣八幡兵庫居館也

末松山

八幡村中有レ寺曰二末松山鄰障寺一寺林有二高丘一丘上有二青松数十株一是往昔旧地而去二海浜一已十余里遠望入二波濤一処笠神花淵大六天杏島諸山菖蒲田之江浜悉来二干山頭一古人所レ謂遠波江上之佳境得二名于此地一者可レ観也能因法師歌枕有二本中末三松之説一或曰以二岩切一為二本松一以二八幡一為二末松一未レ詳二中松之地一拠二此説一則岩切松樹可二推誠一風土記曰末松山在二八幡之南一其山三峰而嶺上三松秀出自二島之地市川之道一見レ之則嶺上之三峡白波浩浩以為二奇観一

島之地下レ可レ暁按今拠二三松秀出之説一則本中末名非二別所一乃就二此地一而当レ分二三株之名一市川之於二地名一亦考二干此一則知二自来之久一也

歌林良栽曰、昔男女ありけるか、末の松山をさして、かの山に浪のこえなん時に忘るへきと契けるか、程なくしてこと心付てけるにより、人の心かはるをは浪こすといふ也、彼山に誠に浪の越るにはあらす、あなたの海の遙にのきたるに立波の、彼松山の上より越るやうに見ゆるを、あるへくもなき事なれは誠にあの浪のこえん時を心にかはるへしと契れる也、能因歌枕に、本の松中の松末の松とて三重に有ると云り、されはにや山とはいはて、たゝ末の松とよめる事も侍り

君を置て　あたし心を　われもたは　末の松山　浪もこえなん

あたし心とは他心なり、万葉には異意とかけり、末の松山浪越るといふ事有、むかし男有、女に末の松山をさして彼山に浪の越えん時そ忘るへきと契りけるか、程もなく忘れにけるより、人の心のかはるをは浪こゆるといふ也、彼山に実の浪のこゆるにはあらす、あなたの海の遙にのきたるに、立浪の此松山の上よりこゆるやうに見ゆるをあるへくもなき事なれは、あの浪の山をこえん時忘れんと契る也、袖中抄顕昭云、末の松山とは陸奥国にあり、能因坤元儀には末の松山中の松山本の松山とて三重にありといへり、また或本には末の松中の松ともいへり、されはにや唯末の松ともよめり

こえにける　浪をはしらて　末の松　千よまてとのみ　たのみける哉

或は只松山ともよめり

松山に　つらきなからも　浪こさむ　ことはさすかに　悲しき物を

末の松山浪こすといふ事は、昔男をんなに逢て末の松山をさして、彼山に浪のこえん時そこと心は有へきと誓ひたるより、男も女もことふるまひするをは、末の松山波こすとよむ也、何事によりておもひかけす山の浪をこえん事をはちかひけるそとおほつかなきに、かの山は遠くて、見れは山よりあなたに浪のたつか、山より上に見こされて山をこゆると見ゆるによりて、誠の浪のこゆへきよしをちかへるなめり、あたし心を我かもたはとは、異心あるましき事をいふ也、異をはあたしとよむ也、あたし国といふも異国也、異国は他国なり、されは君をおきてこと心をもたはと云心也、奥義抄云、彼山に浪のこえんする時そ忘るへきと契れりといへり、今云、忘るはかりにはあらす、こと人にかよはし君は逢事も有ましと云也、心かはりて侍ける女に、人にかはりて元輔かよめる

契りきな　かたみに袖を　しほりつゝ　末の松山　浪こさしとは

兼通朝臣のかれかたになりてとしこえてとふらひ侍けれは元平親王の娘

改玉の　年もこえける　松山の　浪のこころは　いかゝなるらん

又男女の中ならてもよめり

浦ちかく　降来る雪は　白浪の　末の松山　こすかとそ見る

是は寛平の御時后宮の歌合の歌也、古今に入れたり

いかにせむ　末の松山　浪こえて　峰の白雪　消もこそすれ

是は匡房卿の雪の歌なり、金葉に入る

君か代は　末の松山　はるくと　こす白波の　数もしられす

是は弘徽殿の女御歌合祝歌也、入二金葉一、但義忠の判云末の松山といへる歌の姿はいとおかしく、敷島のやまと歌とは見へ侍れと男女の中いかにそやうらみ歌とおほへて、祝のかたには聞えす侍れは、これもかれもわたつ海のかたくに、高瀬舟のさしてまされりとも申かたし、一条大相国海橋立の亭歌合桜左持徳大寺左府

花盛　末の松山　かせふけは　うす紅の　浪そ立ける

判者顕季卿云此桜の歌こそ思ひ給へ、あつかひにたれまちかき桜咲所は昔も今もあまたよみ来りたる所をさし置て、花も読来ぬ末の松山、誠に思ひかけられ侍らすむねと、また松の花と見へたり、薄紅といふ事はそのかみよみたりし後よりいまはよみ侍らすかたく思ひかけられす

奥儀抄云

君をおきて　あたし心を　我もたは　末の松山　浪やこえなむ

あたし心とは他心也、君をおきてこと心をもたはとよめるなり、万葉には異意とかけり、貫之歌にも

桜より　まさる花なき　花なれは　あたし草木は　物ならなくに

とよめり、末の松山浪こゆるといふことは、むかしおとこ女に末の松山をさして、彼山に浪のこえん時そ忘るへきと契けるか、程なく忘れにけるより、人の心かはるをは浪こゆると云也、かの山に実に浪のこゆるには非す、あなたの海のはるかにのきたるには浪の彼松山の上よりこゆるやうに見ゆるを、あるへくもなき事なれは誠にあの浪の山こえん時忘れんとは契也

藻塩草云、是は、むかし男をんなに逢て末の松山をさして、かの山に浪のこえん時そことなる心は有へきとちかひけるより、末の松山浪こすとよめる也、是何事によりて思ひかけぬ、山に浪のこえん事をは誓ひけるそとおほつかなきに、かの山は遠くて、みれは山よりあなたに海の浪の立か山より上にござれて、山をこゆると見ゆるによりて誠の浪のこゆへきよしをちかへる也、かの松山は末の松中の松本の松とて三あるといふ也

宗久紀行に、陸奥国多賀の国府にもなりぬ、それよりおくの細路いふかたを南さまに末の松山に尋行て、松原こへに遙々と見渡

せは、けに浪こすやう地海士の釣舟ともさなから木末をわたると見ゆ

夕日さす　末の松山　露はれて　秋かせかよふ　浪のうへかな

いまはとてもとの道へと心さし侍し程に、又むさし野にもなり𥫱愛にて思ひの外に都の人の敷島の道なと尋侍りしにゆきあひぬ其ほか、昔しれる人ひとりふたりありしかは、折から嬉しく覚へてやかて伴なひつつ堀兼の井愛かしこ見めくり侍しかは、此たひの思ひ出なる心地そし侍りし、素性法師かうつの山にて在中将に行逢けるもかくやとおもひやられ侍りき、さても末の松山は特に名高き所なるを、たゝひとり道ゆきふりに見すごさむもねむなきやうに侍しかは、昔も長柄の橋のかなくつ井手の蛙のひほしをたにこそ持侍へれ、忘れかたみにもし侍らんと思ひしかは、松の落葉なとかき集めて侍しかは、中に松かさといふ物の有し、又しほかまのうらにうつせ貝なとやうの物をひろひあつめて侍りしを、此人にとり出して見せ侍りしかはかく申侍りし

末の松　山まつかさは　きたれとも　浪たにこさは　又やぬれなん

返し

浪こさぬ　袖さへぬれぬ　末の松山　まつかさのかけの旅ねに

更に朽せぬ契のほとも思ひしられていとゝたひの衣手もしほたれまさり侍りしに又かのひと

伴なはて　ひとりやきけむ　しほ釜のうらのしほかひ　みるかひもなし

返し

しほ釜の　うらみもはてぬ　君か為　ひろふしほかひ　かひやなからん

按末松山松子塩釜貝殻携」之西婦実風雅好事之産也

（以下、和歌の部分は省略）

(6) 奥羽観蹟聞老志補修

八幡古館　封内古城録曰。此城東西六十間。南北三十間。

(7) 封内名蹟志

興の井。八幡村農家の小池に有。

池中奇石磈々として形状愛すべし。古來より称して興の石といふ。奇絶盆石のごとし。池中水賑有て出づ。是乃称する所の興の井也。

興井郷。一に起居の郷と作る。八雲御抄奥の井の里あり。其地不詳。

前の村落則其地也。

従二位範家卿

郭公起ゐの里は過ぬなりいかなる人の夢結ふらん

藤教純

賤の女が月に起ゐの里を見よ追風しるゝ衣うつなり

皇都島。小町が歌にて考ふれば、神の井都島同所のごとし。然る時は、興の井八幡の地なるべし。池を神の井とし石を都島といふか。

昔陸奥国にて男女ありけり。おとこ都へいなんとぞ。此女いと悲しくて。馬の餞せんとておきの井都島といふ所にて。さけのませてよめる。

小町

たきのゐて身をやくよりも悲しきは都島へのわかれ成けり

末の松山。八幡村の中寺有。末松山實国寺といふ。

寺の後に高き岡あり。岡上に青松数十株有。是往昔の舊地なり。海濱を去る事既に遠しといへども。遠望波濤に入る。其江濱は笠神・花淵・菖蒲田・大六天・香島。悉く目前に來る。古人の所謂遠波江上の佳境にして。名を此に得るの壮観に堪たり。

風土記曰。末松山は在二八幡之南一。其山三峰にして濱上の松秀出す。自二島

之地市川之道一見ん之。則嶺上之三峡白波浩々たり。以爲二奇観一。

袖中抄云。末の松山とは。陸奥の國に在。能因坤元儀には末の松山・中の松山・本の松山とて。三重に在と云へり。又或本には。末の松中の松ともいへり。さればにや。唯末の松ともよめり。末の松山波こすといふ事は。昔男女に逢ふて末の松山をさして。彼山に波のこへん時ぞ。ことごゝろは有べきと誓ひたるより。男も女もことふるまひするをば。末の松山浪こすとよむ也。何事によりて思ひかけず。山の浪をこえん事を。誓ひたるぞとおぼつかなきに。かの山は遠くて見れば。山よりあなたに波のたつか。山より上にみこされて。山をこゆるとみゆるによりて。實の波の見ゆべきよしを誓へるなめり。あだし心を我もたばとは。異心あるまじき事をいふなり。異をばあだしとよむ也。

宗久紀行に。

陸奥國多賀の國府にもなりぬ。夫よりおくの細道といへるかたを。南さまに末の松山に尋ね行て。松原こしにはるばると見渡せば。げに波こすやう也。海士の釣舟ともさながら。木末をわたると見ゆ。

夕日さす末の松山霧はれて秋風かよふ波の上かな

興　風

浦近くふりくる雪は白波の末の松山こすかとぞ見る

大歌所御歌

君を置てあだし心を我もたば末の松山浪もこへなん

藤原家隆

霞たつ末の松山ほのぼのと浪にはなるゝ横雲のそら

加賀左衛門

白浪のこゆらん末の松山は花とや見ゆる春の夜の月

権大納言實季

旅衣たつ白浪を餘所に見て我ぞ越ゆく末の松山

家　隆

時わかす末の松山こす浪に花をわけてもかゝるかりがね

後徳大寺左大臣

花さかり末の松山風ふけばうす紅ぞ波にたちける

俊頼朝臣

ほとゝぎす末の松山風ふけばこす暮に立ゐなくなり

檀律師公猷

春も今は末の松山こす浪に霞を分て帰るかりがね

俊成卿女

立なれし霞の袖も浪こへて暮れゆく春の末の松山

忠　實

月日さへいつ越ぬらん霞来し浪も弥生の末の松山。

八幡邑。戸口凡四十五。公族天童備後頼根采邑。紳社凡四。

稲荷社。不レ詳二何時勧請一。八幡宮。其一。公族天童備後頼根先祖所二勧請一。而不レ詳二其年月一。有二霊元帝。寛文中。造替梁上之古牒一。其一。傳云不レ詳二何時何人之勧請一。往古此社在二末松山邊一。而称二末松山八幡宮一。祭日有二流鏑馬一。今邑民宅地。傍有二號馬場一地。及末松山邊古昔地。方四十間許之地。老杉一株。有二古鐘一。記曰。謹奉レ鋳二鐘供末松山八幡宮一。大檀那陸奥介平景綱。大工藤原弘光。大工加當安吉。永仁七年二月日。又有二梁上之古牒一。記曰。大旦那日本國主大將軍大行事陸奥ノ介藤原景宗同藤原宗景八幡太郎。長禄三年云云。以下略レ之。邑民傳云。宗景者留守殿也。宗景及鐘銘所レ謂景綱者。八幡兵庫[補注]者之先祖也。希文按。永仁七年。後伏見帝。正安元年也。長禄之號。後花園帝御宇也。景宗者。伊澤左近將監家景十六世之孫。而称二留守相模守一。實當家第十三世尚宗君之第二男也。考二留守一。景宗継二家景十五世之孫藤王丸之家一。藤王丸。後小松帝。明徳中。十歳而殀。景宗。天文二十年五月十六日卒。自二天文二十年一至二長禄三年一。九十三年。而至二明徳改二元応永一之年一。遡レ考之ニ則百六十年也。其年数之悠久。家譜所レ記。固可レ疑。梁上古牒。記二陸奥介一者。亦可レ疑。邑民所レ傳。以二景綱一爲二八幡家之先祖一。梁上之文。記二八幡太郎藤原宗景一。則八幡家亦藤氏。而非二平氏一。恐別人乎。喜太郎明神社。不レ詳二何時祭一何神一。傳云。天童家先祖奮居二羽州天童城一時所二勧請一。而後陽成帝。慶長中。貞山君。賜二本邑一移レ之以祭レ之。佛宇一。櫻木観音堂。不レ詳二何時創建一。寺凡四。松光山光徳院。天台宗。仙臺府下。光圓寺末寺。傳云。後水尾帝。寛永十三年。傳重僧都開山。小松山不鱗寺。臨済宗。本郡松島。瑞巌寺末寺。傳云。一峯和尚開山。不レ詳二其年月一。末松山寶國寺。臨済宗。松島。瑞巌寺末寺。傳云。銕牛和尚開山。不レ詳二其年月一。末松山般若寺。八幡宮別當。眞言宗。本郡鹽竈邑。法蓮寺末寺。不レ詳二何時何人開山一。古墨一。

天童備後頼根　仙台藩準一家天童氏の八代目当主。

陸奥介平景綱　中世の宮城郡八幡の領主であった八幡氏について、鎌倉時代には陸奥介、室町時代には八幡介と表記されている。平景綱は、『今昔物語』にみえる平安時代以来の陸奥介の系統である（右近将監藤原某等奉下知状）正安二年十二月二十日）。一方、後に留守氏の家臣となって水沢に移った八幡氏の系譜である「平姓八幡氏系譜」によれば、景綱は景宗の孫としている。この系譜は桓武天皇を祖としており、下野国保田庄出身の保田景家が嘉禎元年宮城郡八幡に移住して八幡介を称し、八幡氏の祖となったと記されている。

伊沢左近将監家景　?～承久三年（一二二一）。文治三年（一一八七）源頼朝の御家人となり、鎌倉幕府の文官として採用された。文治五年の奥州合戦に加わり、翌六年、陸奥国留守職に任ぜられ、多賀国府で政務を執った。二代家元以降、職名をとって留守氏を名乗る。

傳云。八幡兵庫傳。（諱不ㇾ傳）者所ㇾ居。觀迹聞老志曰。伊澤四郎家景家臣。八幡兵庫居舘也。　名跡凡四。　興井。（ヲキノイ）觀迹聞老志。名跡志共曰。據二小町和歌一。則當ㇾ作二熾井字一。八幡農家有二小池一。池中奇石礧礧。佳状可ㇾ愛。州人古來称曰二興ノ石一。奇絶如二盆池一。池中乾隅有二水脈一而出。是乃興井也。俗子以爲二條院讃岐沖石ノ詠。則指二此石一者也。不ㇾ知丙以下潮水濕二海石一難上ㇾ乾。而比ㇾ之愁人涙袖之霧也。　興井郷（ヲキノイ）（作ㇾ）。觀迹聞老志。名跡志共曰。八雲御抄。有二興井郷一。此邑落乃其地也。文字或作二起居郷一。其義則愁人不ㇾ眠之意。然夫木集。以二起居之和歌一。而混爲二興井ノ里之作一。九月十三夜和歌下注曰。興之井之里。乃陸奥也。文字亦相通。和訓亦相通。意者同處。而異二其字一同二其訓一者乎。惟撰二松葉一者。分爲二別處一。未ㇾ詳二其是非一焉。以二同訓一。而姑擧二之興井里下一。但於ㇾ呼二其名一也。興井則上下之聞加二之字一。起居則去二之字一。其相別也如ㇾ此ㇾ不ㇾ可ㇾ不ㇾ辮焉。以二夫木集所ㇾ載和歌之意一考ㇾ之。則共是起居字當二其義一。而曾無二興字義一矣。然則爲二別處一分明也。決當ㇾ取二起居之義一也。興字亦據二小町和歌一。而當ㇾ作二熾井一矣。於二興字一曾無二干渉一也。十三夜下註。加二之字一者非。

都島。名跡志曰。以二小町和歌一考ㇾ之。則熾井。都島元同處。豈異二其地一哉。熾井以二八幡地一爲ㇾ是。池爲二熾井一。石爲二都島一。觀迹聞老志曰。未ㇾ詳二其地一。或曰。桃生郡宮戸島是也。島上景致絶勝。比二之京師之華

靡一。且宮戸。都音相近。故誤二其称呼一。戸音許。俗人合二訓音一。而呼二宮戸一。直爲二皇都一。後人不ㇾ察ㇾ誤。所ㇾ以訓二美也登一者也。或曰。其説非也。其島畔有下称二皇都一者上。郷人誇言。往古此佳島奉ㇾ勅蒙二美名一者也。仍有二皇都島名一。是亦不ㇾ足ㇾ取焉。以二小町和歌一考ㇾ之則熾井。都島元一處。而豈異二其地一哉。熾井以二八幡地一爲ㇾ是。則此島奚隔二数十程一耶。且夫熾井則宮城也。都島則桃生。而間二海岸一。不ㇾ合二古歌事實一。豈夫然耶。然則八幡名跡。池爲二熾井一。石爲二都島一。而似ㇾ無二障礙一矣。識者辮ㇾ之。　末松山。在二寶國寺中一。有二名木松大小九株一。名跡志。觀迹聞老志。共曰。八幡邑中有ㇾ寺曰二末松山寶國寺一。寺後有二高岡一。岡上有二青松数十株一。是往昔奮地。去二海濱一十余里。遠望入二波濤一。

其江濱乃筌紳。花淵。大六天○杳島諸山○菖蒲田等。悉來二于目前一。古人所レ謂遠波江上之佳境。得二名于玆一者堪二壯觀一矣。能因法師歌枕。有二本○中○末三松之説一。或曰。以二岩切一爲二本。松一。以二八幡一爲二末ノ松一。未レ詳二中ノ松之地一。風土記曰。末松山在二八幡之南一。其山三峯。而嶺上三松秀出。自レ島之地市川之道一見レ之。則嶺上之三峽。白波浩浩以爲二奇觀一。島之弛不レ可レ曉。按今據二三松秀出之説一。則本○中○末ノ名非二別處一。乃就二此地一。而當レ分二三株之名一。市川之於二地名一。亦考二于此一。則知二由來之久一也。　川一。　八幡川。市川之末流。傳云。往古自二湊濱一相連。而大河也。今爲二小川一。　橋凡三。各土橋。　其一。長十間。濶一間半。其二○三。共長七間。濶一間半。

(9) 八幡村風土記御用書出

風土記御用書出　　宮城郡陸方八幡村
仮肝入　栄吉

八幡村

一　村名ニ付由来　当村往古より八幡宮御鎮座御座候ニ付御神号を以村名ニ称来候由、申伝候事

一　田代　百六拾六貫七百八拾六文

一　畑代　拾五貫九百四拾三文　但　茶畑一円無御座候事

内　一　三拾壱貫百九拾八文　御蔵入
　一　百五拾壱貫五百三拾壱文　御給所

都合百八拾弐貫七百弐拾九文

一　人頭　四拾壱人　但　寺三ケ寺

一　家数　四拾八軒　但　借家七軒

一　当村末の松山之内ニ享保十年之頃獅山様御代より御仮屋被相建置候事

一　当所天童久蔵様御在所ニ付、御家中御百姓入合住居仕候、町場丁間九丁拾三間御座候処、御家中家数等ハ右久蔵様より御書上可被成置候事

一　当町宿場ニ無之候間、他村宿次里数之義、御書上不仕候事

一　男女　都合弐百四拾壱人　内　一　男百三拾人　一　女百拾壱人

一　馬　五拾七疋　〇一　牛　〇付舟

一　名所　四

馬場

奥の井

仮肝入　肝入とは村役人のことで、有力な百姓から代官が任命した。栄吉は笠神村の肝入で、下馬・大代村の仮肝入も勤めた。何らかの事情で八幡村の仮肝入も兼ねていたのであろう。八幡村の肝入は、もともと町屋敷の郷古家が勤めている。

一貫　仙台藩では、土地生産高と同時に年貢高を表示する方式として、貫文制をとっており、銭の単位で表示した。寛永二一年（一六四四）、一貫文を一〇石と定めた。

御蔵入　藩の直営分
御給所　家臣の知行分

人頭　本百姓のこと
獅山様　仙台藩五代藩主伊達吉村
御仮屋　藩主の別荘。吉村は狩猟を好み、しばしば仙台近郊において狩猟を行い、そこに宿泊した。
天童久蔵　仙台藩準一家天童氏の九代目当主天童倫頼。

馬場　八幡神社が古館にあった頃、流鏑馬を行ったことから、この名がついたと言われている。

古　歌　　小野小町

奥の井に　身をやくよりも　悲しきハ　都島への別なりけり

右奥の井守寛文九年　肯山様御代より被仰渡町屋敷御百姓平吉六代以前之祖父平兵衛代より相勤来、右ニ付只今ともに諸役御免被成下候事

久蔵様御家中
十弐軒丁之内　一都　島

右古歌前ケ条ニ御書上仕候事

一　奥の井の里

古　歌　　範家卿

ほとゝきす　おき井の里は　過ぬなり　いかなる人の　夢むすふらん
よみ人しらす

衣うつ　きぬたの音を　しるへにて　おきゐの里を　尋つるかな

一　末の松山

古　歌　　元輔卿

ちぎりきな　かたみに袖を　しほりつゝ　すゑの松山　浪こさしとハ
匡房卿

浦ちかく　ふりくる雪ハ　しら浪の　すゑのまつ山　こすかとそ見る
寂蓮法師

老の浪　こえける身こそ　あはれなり　ことしも今ハ　末の松山
俊成卿

浪こさは　うら見むとてそ　契りしか　いかゝなりゆく　すゑの松山

一　舊跡　二

古館

一　八幡社之跡　御仮屋の後ろ、古館之内古杉壱本有之候処、往古沖八幡相立候由、申伝置候事

奥の井守　歌枕「沖の井」を管理する役。沖の井の用地として畑を提供した。その代償に諸役を免除されている。

肯山様　仙台藩四代藩主伊達綱村。藩内の歌枕整備を行った。

都島　小野小町の歌「おきのみて身をやくよりも悲しきは都島への別れなりけり」にちなむ歌枕。「宮城郡八幡邑天童氏屋敷ならびに家中・足軽屋敷絵図」にも記されている。

馬場

一　馬場之跡　往古千軒以上の町場有之、八月十七日沖八幡御神事之節、流鏑馬被相行、翌日より三日宛馬市相立候由申伝候、今以三月十七日十九日迄日数三日宛、一村中休日ニ仕候事

一　神社　四

村預守

一　八幡社　当所ニ而ハ沖八幡と申唱候　一　小名　宮内

一　勧請　誰勧請と申儀并月共ニ相知不申候得共、人王七十代後冷泉院御宇天喜康平之頃、八幡太郎源義家朝臣東夷征伐之折鞆を御奉納被成置候以来ハ、鞆八幡と奉称候、其節ハ御神領も数丁御寄附有之、神主社僧等数多御座候由申伝候事

一　社地　竪八拾弐間　横百　間　一　社　南向三間作

一　鐘楼　竪壱間　横壱間

右鐘ハ、延宝弐年三月、当郡中野村新田屋敷太左衛門相納申候事

一　鳥居　南向　一　長床　竪五間半　横弐間

一　額　本社之横額八幡二字　当郡松島瑞岩寺御先住天嶺和尚筆鳥居竪額八幡宮三字　但筆者相知不申候事

△一　地主　一　別当　当村真言宗末松山磐若寺

一　祭日　三月十七日　八月十七日

鞆（ゆがけ）　弓を射る時、弦で指を傷つけないために用いる革の手袋。

末松山般若寺　八幡神社の別当寺であった。

右十ケ条之内印仕候分、無御座候事
一八幡社　当所にて八内八幡と申唱候事
一　小名　久蔵様御拝領地之内　台
一　勧請　久蔵様御先祖、慶長年中御勧請被成置候由ニ御座候事
一　社地　竪五十間　横廿五間　一　社　辰巳向　壱間作
一　鳥居　辰巳向　一　長床　辰巳向　竪四間　横弐間
一　額　社之横額八幡宮三字　天嶺和尚筆　△一　地主
一　別当　当村天台宗松光山光徳院　一　祭日　四月十五日
右十ケ条之内印仕候分、無御座候事
一　天童神社　一　小名　久蔵様御拝領地之内　台
一　勧請　久蔵様御先祖、羽州天童御居城之節、御勧請被成置、慶長年中当村御在所御拝領之節、御遷宮之由申伝候事
△一　社地　一　社　辰巳向壱間作　一　鳥居　辰巳向
一　長床　辰巳向　竪四間　横弐間　△一　額　△一　地主
一　別当　光徳院　一　祭日　三月廿八日　九月廿八日
右十ケ条之内印仕候分、無御座候事
一　稲荷社　一　小名　中谷地
一　勧請　誰勧請と申義并年月共相知不申候事

内八幡　「宮城郡八幡邑天童氏屋敷ならびに家中・足軽屋敷絵図」に「末松山八幡宮」とみえるのが、内八幡である。

天嶺和尚　瑞巌寺中興第七世。寛文六年（一六六六）～元文元年（一七三六）。

天童神社　現在は喜太郎稲荷神社と呼ばれている天童氏の守り神。天童氏の祖頼直の頃、狐崎喜太郎という家臣が京都の伏見稲荷で不思議な力を身につけ、出羽国天童城下の人々の守護神となるよう命じられたことから、神社が創建されたと言われている。頼直から数えて十二代目の頼澄が、最上氏との戦いに敗れて陸奥国に落ち延び、伊達政宗に仕えて八幡に所領を与えられた際、当地にも勧請した。

稲荷社　中谷地にあった萩原神社の棟札には「稲荷大明神」「萩原稲荷神社」とあることから、萩原神社のことと考えられる。

一　社地　竪七十間　横弐十三間　　一　社　南向三尺作

一　鳥居　南向　△一　長床　△一　額
一　地主　当村本山派修験喜宝院
一　別当　右喜宝院　一　祭日　九月十九日
右十ヶ条之内印仕候分、無御座候事
一　仏閣　二
一　桜木観音堂　宮城三十三番札所之内三十三番、
一　小名　本郷原
一　勧請　誰勧請と申義并年月共相知不申候得共、往古は桜木在之候故桜木観音と唱来候由、申伝候事

一　境内　竪弐間　横壱間　　一　堂　南向弐尺四面　但　岩作

△一　本尊　△一　鳥居　△一　長床　△一　額
一　地主　天童久蔵様御家中草苅昌右衛門
一　別当　右昌右衛門　一　祭日　九月九日
右十一ケ条之内印仕候分、無御座候事
一　鎮守島観音堂　宮城三拾三番札所之内十七番
一　小名　鎮守島
一　勧請　誰勧請と申義并年月共二相知不申候事、

一　境内　竪弐間　横弐間　　一　堂　南向三尺四面

△一　本尊　△一　鳥居　△一　長床　△一　額　△一　地主

桜木観音堂　多賀城海軍工廠がつくられる際に取り壊され、本尊は宝国寺に移されている。

草刈昌右衛門　代々天童氏に仕えた有力家臣で、天童氏と共に当地に落ち延びた後も、筆頭家臣として、天童氏を支えたと言われている。

鎮守島観音堂　鎮守島は「きじらしま」と読む。本尊は現在不磷寺境内に移されている。

一　別当　光徳院　一　祭日　九月廿七日
右十一ケ条之内印仕候分、無御座候事
一　寺　四ケ寺　末松山宝国寺
一　小名　末松山
一　臨済宗　一　仏殿　辰巳向　竪四間　横三間
一　本尊　正観音　木佛坐像　御長壱尺　正徳太子御作
宮城三十三番札所之内十八番
一　門　辰巳向
一　額　門之横額末松山三字　松島瑞岩寺御先住鵬雲和尚筆
以上六ヶ条　小松山不磷寺
一　小名　小松山
一　臨済宗　一　仏殿　東北向　竪三間　横弐間
一　本尊　地蔵菩薩　木仏坐像　御長一尺　慈覚大師御作
△一　門　△一　額
右六ケ条之内印仕候分、無御座候事　松光山円満寺光徳院
一　小名　小松山
一　天台宗　天童久蔵様家中寺　一　仏殿　東向　竪四間　横弐間

鵬雲和尚　瑞巌寺中興第三世。？～元禄十六年（一七〇三）

一　本尊　大日如来坐像　御長一尺弐寸　慈覚大師御作
一　門　辰巳向
一　額　門之横額祥光山三字　国分七北田村龍門山洞雲寺御先
　住牲蕃和尚筆
以上六ケ条
　　末松山　般若寺
一　小名　宮内
一　真言宗　一　仏殿　南向（桁弐間半　横弐間）
一　本尊　阿弥陀如来　木仏立像　御長一尺八寸
　但作者相知不申候事
△一　門　△一　額
　右六ケ条之内印仕候分、無御座候事
一　寺書出四冊相添差出申候事
一　修験　一ケ院
　　喜宝院
一　小名　宮内　一　本山派　一　道場　南向（桁四間　横弐間）
一　本尊　不動明王　木仏立像　御長壱尺五寸
　但作者相知不申候事
△一　門　△一　額
　右六ケ条之内印仕候分、無御座候事
一　修験書出一冊相添指出申候事
○付行派〔寺〕并虚無僧寺

○一　孝婦忠僕良民并百歳以上長寿之者

一　孝子　壱人

宮内屋敷庄右衛門借屋　三四郎

右三四郎義、養父新三郎存生中孝行仕候ニ付、一村之者共申立明和八年八月六日御城下江被召登、於御用所御出入司様被仰渡為御賞御金拾切被下置候、依而右御書立左ニ御書上仕候事

写

宮城郡八幡村御百姓庄右衛門借屋　三四郎

病身之養父存生中、数年深切ニ取扱孝養を尽し候段、一村之者共申出奇特成事ニ候、依而為御褒美金弐両弐分被下置候事

○一　古人

一　代数有之御百姓　壱人

町屋敷　奥井守平　吉

一　八幡社家　拾人

宮内屋敷　庄右衛門　同　所　三四郎

同所　四郎助　要害屋敷　与兵衛

右四人は当村御百姓

蓬田屋敷　覚左衛門　原田屋敷　大　助

宿在家屋敷　嘉　内　同　所　久兵衛

曲田屋敷　長十郎　同　所　市太郎

大貝沼屋敷　文四郎　片平屋敷　虎　蔵

右八人は中野村御百姓

当村古人と申者無御座候得共、代数有之御百姓ニ御座候間、右書出壱冊八幡社家書出一冊都合弐冊相添指出申候事、但当郡中野村御百姓共ニ八幡社家之分ハ当村より申上候様被仰渡候間、他村ニ候得共御書上仕候事

○一　品替之御百姓

代数有之御百姓　だいすうこれあるおひゃくしょうと読む。その地に居住して代数を重ねてきた由緒ある百姓のこと。その祖先は村を開発した草分百姓や、土着して農民となった旧武士が多い。

八幡社家御百姓　沖八幡（八幡神社）の神事にあたる農民

品替之御百姓　しながわりのおひゃくしょう。先祖に功績があり、苗字帯刀を許された百姓。藩主の巡行時に休憩所を務め、下賜金などを受け、それが新たな由緒となった。

付御百姓之内、御昼御寓ニ罷成御目見仕献上物并拝領物仕候者一人

中谷地屋敷　喜宝院父　喜楽院

右喜楽院義享保年中　獅山様御代当村御野之節御昼所相勤御目見被仰付手作之品献上仕御金弐百疋被下置候事

○一　御蔵場　○一　御塩焼場

一　古館　一　古　館　御仮屋後口　南七間　竪四十四間　北四間　横三十六間　高

右ハ伊沢四郎様家景御家士八幡兵庫居館之由申伝候事

○一　古碑

本郷原

一　古塚　一　一方八丁塚

右ハ何塚と申義相知不申候処、往古より之古塚ニ御座候間御書上仕候、唯今ハ畑之内土手形斗残居候間、塚之間数可申上様無御座候事

○一　山

一　御林　二ヶ銘　当村御拝領御林無御座候事

一　御舟入西土手松御林　竪七丁　横弐丁

一　御舟入東土手松御林　竪五丁　横弐丁

右両御林共元禄元年御植立ニ御座候

但東ハ当郡松ケ浜、南ハ当郡中野村、北ハ当郡笠神村御境

一　川　一　八幡川

一　水上ハ当郡田中川にて当村分御裏と申所江流来申候事

伊沢四郎様家景　?～承久三年（一二二一）。文治三年（一一八七）源頼朝の御家人となり、鎌倉幕府の文官として採用された。文治五年の奥州合戦に加わり、翌六年、陸奥国留守職に任ぜられ、多賀国府で政務を執った。二代家元以降、職名をとって留守氏を名乗る。

一　末水ハ当郡大代村境当村分菊ケ岡と申所より大代川ニ罷成候事
一　堀　一
一　御舟入堀　但南ハ当郡中野村境より北ハ当郡笠神村境まで、右ハ万治年中
　御堀方罷成候由申伝候事
○一　滝
一　橋　三
一　町裏橋　長六間　幅弐間　当郡蒲生村より当郡塩竈村江之通路
一　寺前橋　長五間　幅弐間　国分原町より当郡笠神村江之通路
一　菊ケ岡橋　長六間　幅一間半　当村より当郡大代井七ケ浜江之通路
　但当郡笠神村片瀬片川
一　沼　一　一　宮内　払　沼　廻三百五拾間、
○一　堤
一　堰　三
一　一本杉　花貫堰　当村一円用水　右為高六拾貫六百文
一　要害　寺前堰　当村一円用水　右為高六拾九貫八百文
一　風敷うら　裏　堰　当村一円用水　右為高弐拾八貫百六拾四文

○一　坂
一　道　二筋
一　国分原町より当郡七ケ浜江之道　一筋
一　当郡塩竈町より当郡蒲生村江之道　一筋
○一　名石　○一　名水　○付温泉
一　名木　五本
一　末松山之松　五本　但先年ハ九本ニ御座候処、御用木ニ罷成当時五本ニ御座候事
○一　産物
一　古歌　七首　右ハ名所之部江御書上仕候事
○一　端郷
一　小名　二一　馬場（ばば）　一　宮内（みやうち）
一　屋敷名　八
一　西（にし）屋敷　弐軒　一　東（ひがし）屋敷　壱軒
一　大塚（おおつか）屋敷　壱軒　一　宮内屋敷　十三軒　内沽却壱四軒
一　原（はら）屋敷　弐軒　一　中谷地屋敷　九軒
一　町（まち）屋敷　六軒　内寺二ケ寺
一　馬場（ばば）屋敷　十一軒
以上四十五軒　但　枯却壱四軒

一　御村境　竪十三丁　横三十一丁

竪一　南ハ当郡中野村境当村分払沼と申所より北ハ当郡高崎村境当村分川土手際迄
横一　東ハ当郡湊浜境当村分御舟入堀より西ハ当郡高橋村境当村分一本柳と申所迄

以上　二十七ケ条

御案当本文四十一ケ条付ケ条四ケ条都合四十五ケ条之内印仕候分十八ケ条之品無御座候事

右之通風土記御用ニ付此度相改御書上仕候　以上

安永三年九月

代数有之御百姓書出　宮城郡陸方八幡村
仮肝入栄吉

代数有之御百姓
町屋敷　奥井守　平吉

右平吉儀、先祖郷古助右衛門已前之名前代数并何方より当所江取移候義共相知不申候、助右衛門義、慶長年中より当村肝入相勤候由申伝候間、右助右衛門代より御書上仕候事

先祖　肝入（助右衛門子肝入）　郷古助右衛門　二代　郷古助左衛門　三代（助左衛門子肝入）　郷古　助八

右助八代迄三代肝入御用相勤申候処、被仰渡候年月并在役年数共相知不申候事

四代（助八子肝入并奥井守）　平兵衛

右平兵衛義、寛文元年肝入御用被仰渡相勤申候処、同九年　青山様当村奥井御取立畑代四拾八文之所御用地ニ被召上、御弁当場共ニ御捨置成右平兵衛直々奥井守被仰付其身持高三貫三拾文より出御蔵入小役御人足御合力被下置肝入并奥井守共元禄二年迄弐拾九ケ年相勤申候事

五代（平兵衛子肝入并奥井守）　平左衛門

右平兵衛義、元禄二年肝入并奥井守共被仰渡相勤申候処、享保十一年獅山様御代願之上持高諸役御免被成下、享保十五年九月当郡陸方大肝入被仰渡、寛延二年迄四十三ケ年両役相勤申候事

七代（平兵衛子奥井守）　平左衛門

右平左衛門義、寛延弐年奥井守被仰渡四代目平兵衛御合力之通持高より出ル御蔵入小役御人足被下置、安永二年迄弐拾五ケ年相勤申候事

八代（平左衛門子奥井守）　平吉

右平吉義、安永二年三月父跡役被仰渡今以相勤罷在申候事

大肝入　仙台藩における村役人の最上位。郡奉行や代官の指揮下にあって、十数か村の肝入を支配し、指揮監督した。

右之通先祖郷古助右衛門代より当平吉代迄八代御百姓相続仕、肝入御用祖父平兵衛代迄引続、右平兵衛義は大肝入御役迄相勤申候、四代目平兵衛代より奥井守被仰渡当平吉代迄五代相勤申候事

以上　壱人

右代数之内御賞事又ハ家ニ付持来候武具等無御座候事

右之通風土記御用ニ付此度相改御書上仕候　以上

安永三年九月

八幡社家御百姓書出　宮城郡陸方八幡村

仮肝入　栄吉

八幡社家御百姓

宮内屋敷　庄右衛門

右庄右衛門義先祖より八幡社家相勤申候処誰代より勤来候哉相知不申候依而四代以前鈴木庄兵衛代より御書上仕候事

先祖　鈴木庄兵衛　二代　庄兵衛子　次郎右衛門

三代　次郎右衛門子　庄作　四代　庄作子　庄右衛門

右之通先祖庄兵衛代より当庄右衛門代まで四代御百姓相続仕八幡社家今以相勤申候事

宮内屋敷　三四郎

右三四郎儀先祖より八幡社家相勤申候処誰代より勤来候哉相知不申候依而五代以前鈴木庄五郎代より御書上仕候事

先祖　鈴木庄五郎　二代　庄五郎子　庄兵衛

三代庄兵衛子　三四郎　　四代三四郎子　新三郎
五代新三郎子　三四郎

右之通先祖庄五郎代より当三四郎代まて五代御百姓相続仕八幡社家今以相勤申候事

宮内屋敷　四郎助

右四郎助義先祖より八幡社家相勤申候処誰代より勤来候哉相知不申候依而七代以前高橋孫右衛門代より御書上仕候事

高橋孫右衛門　二代孫右衛門子　四郎左衛門
先祖
三代四郎左衛門子　四郎左衛門　四代四郎左衛門子　四郎左衛門
五代四郎左衛門子初名四郎助　四郎左衛門　六代四郎左衛門子　久右衛門
七代久右衛門子　四郎助

右之通先祖孫右衛門代より當四郎助代迄七代御百姓相続仕八幡社家今以相勤申候事

要害屋敷　与兵衛

右与兵衛義先祖より八幡社家相勤申候処誰代より勤来申候哉相知不申候依而六代以前高橋次兵衛代より御書上仕候事

次兵衛子
先祖　二禰宜　高橋次兵衛　二代次兵衛子初名太兵衛　次兵衛
三代次兵衛子　市郎兵衛　四代市郎兵衛子　嘉兵衛
五代嘉兵衛子　十五郎　六代十五郎子　與兵衛

右之通先祖次兵衛代より當与兵衛代まて六代御百姓相続仕八幡社家今以相勤申候事

禰宜　神主の次に位する神職。

以上　四人

右ハ当村御百姓ニ御座候事

蓬田屋敷　覚左衛門

右覚左衛門義先より八幡社家相勤申候処誰代より勤来候哉相知不申候依而四代以前小幡茂右衛門代より御書上仕候事

先祖　小幡茂右衛門　二代　茂右衛門子　源吉

三代　源吉子　清左衛門　四代　清左衛門子　覚左衛門

右之通先祖茂右衛門代より当覚左衛門代迄四代御百姓相続仕八幡社家今以相勤申候事

原田屋敷　大助

右大助義先祖より八幡社家相勤申候処誰代より勤来候哉相知不申候依而五代已前小幡庄蔵代より御書上仕候事

先祖　小幡庄蔵　二代　庄蔵子　小幡与左衛門

三代　与左衛門子　清兵衛　四代　清兵衛子　惣助

五代　惣助子　大助

右之通先祖庄蔵代より當大助代迄五代御百姓相続仕八幡社家籤射手共二今以相勤申候事

宿在家屋敷　嘉　内

右嘉内義先祖より八幡社家相勤申候処誰代より勤来候哉相知不申候依而四代已前郡山戸右衛門代より御書上仕候事

先祖　郡山　戸右衛門　二代　戸右衛門子　十郎兵衛

三代　十郎兵衛子　清右衛門　四代　清右衛門子　嘉内

右之通先祖戸右衛門代より当嘉内代まて四代御百姓相続仕八幡社家籤射手共二今

以相勤申候事

宿在家屋敷　久兵衛

右久兵衛儀先祖より八幡社家相勤申候処誰代より勤来候哉相知不申候依而四代已前郷家作右衛門代より御書上仕候事

先祖　郷家　作右衛門　二代作右衛門子　小平次

三代　小平次子　善内　四代　善内子　久兵衛

右之通先祖作右衛門代より当久兵衛代まて四代御百姓仕八幡社家今以相勤申候事

曲田屋敷　長十郎

右長十郎義先祖より八幡社家相勤申候処誰代より勤来候哉相知不申候依而五代已前朝野但馬代より御書上仕候事

先祖　朝野　但馬　二代　但馬子　朝野源十郎

三代　源十郎子　惣七　四代　惣七子　権作

五代　権作子　長十郎

右之通先祖源十郎代より当長十郎代迄五代御百姓相続仕八幡社家神子役共今以相勤申候事

曲田屋敷　市太郎

右市太郎義先祖より八幡社家相勤申候処誰代より勤来候哉相知不申候十代已前之先祖は阿部下野守と申候処九代目より五代目迄之名前相知不申候間四代已前阿部金左衛門代より御書上仕候事

先祖　阿部金左衛門　二代金左衛門子　市郎兵衛

三代　市郎兵衛子　与四郎　四代　与四郎子　市太郎

右之通先祖金左衛門代より当市太郎代まて四代御百姓相続仕八幡社家今以相勤申候事

大貝沼屋敷　文四郎

右文四郎義先祖より八幡社家相勤申候処誰代より勤来候哉相知不申候依而四代已前小泉加茂之助代より御書上仕候事

先祖　一禰宜　小泉加茂之助　二代　加茂之助子　久四郎

三代　久四郎子　喜惣兵衛　四代　喜惣兵衛子　文四郎

右之通先祖加茂之助代より当文四郎代まで四代御百姓相続仕八幡社家今以相勤申候事

片平屋敷　虎蔵

右虎蔵義先祖より入幡社家相勤申候処誰代より勤来候哉相知不申候依而六代已前沼田外記代より御書上仕候事

先祖　沼田　外記　二代　外記子　沼田仁兵衛

三代　仁兵衛子　又四郎　四代　又四郎子　伝九郎

五代　伝九郎子　八三郎　六代　八三郎子　虎蔵

右之通先祖外記代より当虎蔵代まで六代御百姓相続仕八幡社家今以相勤申候事

神妻屋敷　杢兵衛　達屋敷　清三郎

原田屋敷　仲兵衛

右三人共ニ先祖より八幡社家相勤申候処二十ケ年以前之頃沽却禿ニ罷成当時跡式無御座候間代数御書上可仕様無御座候事

以上　九人

右は中野村御百姓ニ御座候処三人は跡式無之当時六人ニ罷成両村取合人数十人ニ御座候、右何も三月十七日八月十七日御神事之節は御社地に限麻上下御免にて相勤申候処社家ニ付諸役御免之品一円無御座候、往古ハ三十人在之江御社用相勤候由何年之頃ニ御座候哉当村津波之節社人共ニ利府町江取移候者も在之またハ連々困窮仕沽却禿ニ罷成候、貞享元年六月八幡社御建替之節迄ハ御棟札ニ御社付社人高橋次兵衛高橋四郎左衛門鈴木庄左衛門小幡善左衛門沼田伊兵衛栗谷川彦右衛門

禰宜　神主の次に位する神職。

沽却禿　こきゃくつぶれと読む。破産して財産を売却した者。

跡式　家を継ぐこと。

大村藤右衛門早坂掃部庄子新助三浦庄八と名前被相載候処、当時右子孫之者も相知不申当村并隣村住居之者取合相残候分御書上仕候事
右之通風土記御用ニ付此度相改御書上仕候　以上
安永三年九月

書　出　宮城郡陸方八幡村
天童久蔵家中　松光山光徳院　亮俊
天台宗

天台宗松光山光徳院
一　開山之事　当寺ハ天童久蔵先祖同姓甲斐頼澄慶長年中建立仕伝海僧正同十三年開山ニ付当安永三年迄百六拾八年ニ罷成候事
一　小名之事　小松山　〇一　故事来歴之事
一　本山并末寺之事　本山ハ御城下本寺小路地龝山光円寺ニ御座候
但末寺無御座候事
一　寺格之事　天童久蔵家中寺
〇一　最初之地移替之事
一　寺領并御寄附之事
一　寺領　壱貫文　右ハ天童久蔵方より自分ニ寄付仕候事
〇一　御墓所并御位牌之事　〇一　御参詣又ハ御成之事　〇一　御詠歌等惣而拝領物之事　〇一　御目見并御意等有之候事
一　古什物之事　一　本尊　大日如来　一体
右御長等委細之義ハ村書出ニ御書上仕候事
〇一　古墓所之事

甲斐頼澄　天童氏初代頼直から数えて十一代目。最上氏との戦いに敗れ、陸奥国に落ち延びて伊達政宗に仕える。仙台藩準一家天童氏の初代。

一　別当所之事

当郡高蒲田浜　当村

一　諏訪明神社　一　天童明神社　一　内八幡宮

神社三ケ所ニ御座候処右間数等委細之義ハ村書出ニ御書上仕候事

○一　境内景地之事

一　開山より当住迄歴代之道号実名之事

開山　伝海僧正　二世　伝重　三世　永順

四世　伝栄　五世　伝盛　六世　伝光

七世　亮傳　八世　専海　九世　亮専

十世　亮尊　当十一世住　亮俊

以上　八ケ条

御案当十六ケ条之内印仕候分八ケ条之品無御座候事右之通風土記御用ニ付此度相改御書上仕候　以上

安政三年九月

書　出　宮城郡陸方八幡村

八幡社別当　末松山般若寺　楽明

真言宗

真言宗末松山般若寺

一　開山之事　当時ハ誰開山何宗と申義并年月共ニ相知不申候賢空法印中興ニ御座候処右年号并賢空法印遷化年月共ニ相知不申候事

一　小名之事　宮内

一　故事来歴之事　常所八幡宮ハ往古大社ニ而社僧廿四ケ寺社人三拾人有之当寺

も寺領弐千石相付大寺御座候由申伝候得共、宝永年中出火之節旧記等不残焼失仕委細之義相知不申候事

○一　寺格之事

一　本山并末寺之事　本山ハ当郡塩釜村金光明山法蓮寺ニ御座候、但末寺無御座候、往古大寺之節ハ法蓮寺当寺之末寺之由ニ御座候、右ハ本末を争候訳ニハ無御座候得共古実御書上仕候事

一　最初之地移替之事　最初八幡宮古館之地御鎮座之節ハ当寺共ニ末松山ニ有之候処御遷宮之折当所江引移候由申伝候事

一　寺領并御寄附之事　前々条御書上仕候通往古ハ寺領弐千石相付候由ニ御座候処頽転以来御寄付無御座候事

○一　御墓所并御位牌之事　○一　御参詣又ハ御成之事

一　御詠歌等惣而拝領物之事

享保十三年十月　獅山様御代当所御仮屋御止宿之節同月廿八日八幡宮江被遊御参詣御真筆之御短冊并鉄炮玉御納被遊候、右ハ当寺拝領之品ニハ無御座候得共八幡宮御奉納御詠歌ニ候間写御書上仕候事

写

神名月末つかた狩の序にやハたの八幡にもふてけるに　吉村

ひとすしにいのる心のまことあらハ神のちかひは今もかハらし

一　御目見并御意等有之候事　享保十三年　獅山様当社御参詣之節御目見被仰付候由ニ御座候処先住誰代ニ御座候哉其折献上物并被下物之品共ニ相知不申候事

一　古什物之事　一　本尊　阿弥陀如来　一体

右御長等委細之義ハ村書出ニ御書上仕候、此外にも宝物共御座候処当寺無住之節も時々有之候ニ付宝物共本寺塩釜法蓮寺ニ預リ居申候事

○一　古墓所之事

一　別当所之事

一　八幡宮　御神体厨子入秘置候ニ付住僧迚も開帳仕候得者神罰を蒙リ候由申伝入院之節共ニ拝見不仕候、御神事毎年三月十七日八月十七日両度御座候処其節ハ天童久蔵足軽弐人宛為警固之相付申候、久蔵方故障有之候節ハ　御上より当郡田子村福田御足軽被相付候、前ケ条御書上仕候通往古ハ社人三拾人有之候由何時之頃よりか右社人共当村并隣村中野村御百姓ニ罷成候、子孫之者共爾今御神事之砌ハ当社地ニ限麻上下御免被成下相勤候処人数も近年ハ不足ニ罷成申候事

一　肯山様思召を以当社再興仕候節御金五拾切并社地之材木被下置貞享元年六月御社建替申候事

一　貞享元年八月十七日より御神酒并鏑射之者江御酒三斗宛今以被下置候事

一　宝永四年四月四日夜中一宇火事仕其節棟札等迄焼失仕貞享元年六月御棟札写斗御社ニ相納居候間当社ニ付委細之義相知兼申候得共承及候義共左ニ御書上仕候事

一　当社之義は何年之頃誰勧請と申義ハ相知不申候得共人皇四十四代　元正天皇御宇養老五年諸国江国分寺を被相建候以後御当国江三ケ所之納経所被相建候由御城下国分寺当郡塩竈一宮当所右三ケ所江今以納経仕来申候、此を以相考候得者当寺ハ古キ寺と相聞得申候、人皇七十代　御冷泉院御宇天喜康平之頃八幡太郎東夷征伐之折当社江鞭を御奉納被成置候以後鞭八幡と奉称御神領数丁御寄附有之繁昌仕千軒余之町場有之唯今本郷原と申所当社門前町ニ候由申伝候、何年以前之義ニ御座候哉当村津波仕右町場も一時ニ水亡仕候、当村大杉元と申所ニ鍋懸杉と申唱朽損候古杉御座候、其節鍋懸候大木と申伝置候、津波之節町場之者当郡利府加瀬村之内江立除候由右村ニ八幡町と申候町御座候処当村より引移候ニ付今以当社を信心仕三月八日両御祭日ハ八幡町之者共前夜より罷越夜籠リ仕候事

一　当社往古ハ古館之所四方四拾間斗之平地ニ御鎮座有之当時古杉壱本御座候所を御社之跡と申伝候、今以宮ノ前又ハ馬場杯と申候小名御座候ハ旧御鎮

座之寄ニ而馬場と申候所ハ御祭礼之節流鏑馬有之候馬場と申事ニ御座候、人王八十四代　順徳院御宇建保年中将軍実朝公御時平右馬助と申人当所拝領有之居城築立候節当所江御遷宮と申伝候事

一　唯今之地ニ御遷宮罷成候以後共ニ大社ニ而御祭田隣村中野村ニ数多被宛行候由、今以同村田地之寄ニ相残居候蓬田屋敷伊三郎持高之内前田と申寄壱貫文余有之申候、右ハ往古当社御寄附之御田地ニ而神子之持高ニ付舞田と申候由何時よりか書替只今ハ前書之文字ニ書来申候、達屋敷治右衛門持高之内森下田と申寄三百文余有之申候右ハ当社御膳料田ニ而御供盛仕立指上候ニ付盛仕立田と申候由此又何時之頃よりか前書之文字ニ書来申候事

一　当社本地前仏胡銅像御座候処右ニ銘有之候間左ニ御書上仕候事

正元二年二月十五日

常陸

勧進沙門浄心敬白国

右正元二年ハ人王八十九代亀山院寺御宇ニ而当安永三年迄五百拾五年ニ罷成候事

一　当社古鐘延宝年中迄ハ御座候処其後亡失ニ罷成当時之鐘ハ延享二年三月当郡中野村より相納申候、右古鐘之銘左ニ御書上仕候事

奉諷鐘鋳　奥州末松山八幡宮

大檀那介平景綱　大工藤原弘光

大工加当安吉

永仁七年二月朔日

右永仁七年ハ人王九十二代　後伏見院御宇正安改元ニ而当安永三年迄四百七拾六年ニ罷成候事

○一　境内景地之事

一　開山より当住迄歴代之道号実名之事

中興　賢空　二世　善苗　三世　満慶　四世　楽明

以上　十一ケ条

御案当十六ヶ条之内印仕候分五ケ条之品無御座候事右之通風土記御用ニ付此度相改御書上仕候　以上

安永三年九月

書　出　宮城郡陸方八幡村　小松山不磷寺　宗慧

臨済宗

臨済宗小松山不磷寺宗慧

一　開山之事　当寺ハ往古何宗ニ而誰開山と申義相知不申候一峯和尚中興ニ候得共是又年并右和尚遷化年月共相知兼申候、一峯和尚以後何世之住持と申義ハ相知不申候処六代以前之先住寿山和尚寛文九年三月遷化よりハ当安永三年迄百六十年ニ罷成候事

一　小名之事　小松山　但末松山之麓ニ而四方三拾間斗古来御除地ニ御座候事

一　故事来歴之事　当山ハ前ケ条御書上仕候通中興ハ一峯和尚ニ御座候、右ハ松島円福寺（臨済宗寺院）住寺ニ御座候、一峯和尚以来臨済宗ニ罷成候処右以前ハ何人之開基ニ而何宗と申儀も相知不申退転仕居僅成ル地蔵堂一宇残候処其側江一峯和尚庵室草創有之松島瑞岩寺末寺と罷成候由ニ御座候、右以来も小寺ニ付無住等有之候哉末ケ条ニ申上候通歴代住持等も相分リ不申候、当寺往古ハ末松山小松院不磷寺と申林松寺般若寺ハ一様之寺柄ニ而八幡村共三ケ寺と称来本寺（宝国寺）末寺（塔頭）又ハ本松中松末松共申唱候由、瑞岩寺末寺ニ罷成候以後ハ小松山と改号仕候と申事ニ御座候、林松寺ハ当時宝国寺之本号ニ御座候、般若寺ハ末松山八幡社御遷宮以来当時之寺場宮内と申所江引移申候事、一　往古地蔵堂本尊ハ慈覚大師作仏ニ而唯今ハ当時仏殿ニ安置仕置申候事

一　於当寺和歌并俳句申伝候間御書上仕候事
　末松山の麓にたちける小松といへる御寺にて
　年波のこゆるかきりは末の山栄行御代の小松たちそふれハ
右歌本紙如何様ニ罷成候哉先住代より相見得不申候、仍読人相知兼候事
　往古何人ニ候哉寺のいたくあれ候を見て
　内外なしに雨はふりんじ　と申たりけれハ其時之住寺とりあへす
　田螺の身のふたやぶれたり有為の法　とこたへ候よし
一　本山并末寺之事　本山ハ当郡松島村青龍山瑞岩寺ニ御座候、但末寺無御座候
事
○一　寺格之事　○一　最初之地移替之事　○一　寺領并御寄附之事
○一　御墓所并御立牌之事　○一　御参詣又ハ御成之事　○一　御詠歌等惣而拝
領物之事　○一　御目見并御意等有之候事
一　古什物之事　一　本尊　地蔵　一体
右御長等委細之義ハ村書出ニ御書上仕候事
○一　古墓所之事　○一　別当所之事　○一　境内景地之事
一　開山より当住迄歴代之道号実名之事
中興　一峯（いつほう）右実名相知不申候事
　寿山恵長（じゅさんえちょう）　中興より此迄之世代相知不申候事
　金牛祖琢（きんぎゅうそたく）　普峯祖鉄（ふほうそてつ）　海印定珠（かいいんじょうじゅ）　光林恵珍（こうりんえちん）
右四世之代数相分兼申候事
当住　大宛宗慧（だいえんそうけい）
以上　六ケ条
御案当十六ケ条之内印仕候分拾ケ条之品無御座候事
右之通風土記御用ニ付此度相改御書上仕候　以上
　安永三年九月

書　出　宮城郡陸方八幡村　末松山宝国寺　楚石

臨済宗

臨済宗末松山宝國寺

一　開山之事　当寺ハ誰開山と申儀并年号共ニ相知不申候処天童久蔵先祖同姓甲斐守頼澄慶長年中再興仕寛永年中松島円福寺鉄牛和尚中興ニ付当安永三年迄百五拾年程ニ罷成候事

一　小名之事　末松山

一　故事来歴之事　当山ハ往古相州鎌倉臨済宗建長寺派ニ御座候処当郡松島山円福寺瑞岩寺と改号以来当寺も京都花園正法山妙心寺ニ而瑞岩寺末寺ニ罷成申候、当寺号往古ハ林松寺と称候由ニ御座候処天童久蔵先祖同姓肥後定義代先祖之菩提所ニ仕候ニ付右先祖甲斐守頼澄法名相用其後宝国寺と改号仕候事

一　本山并末寺之事　本山ハ当郡松島村青龍山瑞岩寺ニ御座候　但末寺無御座候事

○一　寺格之事　○一　最初之地移替之事　○一　寺領并御寄附之事

○一　御墓所并御位牌之事

一　御参詣又ハ御成之事　獅山様御代当寺江被為入候処右年月相知不申候事

一　御詠歌等惣而拝領物之事　享保年中　獅山様当所御仮屋御止宿被遊候節当寺境内之紅楓御所望被遊候ニ付献上仕候処御詠歌短冊被下置候、右御写御書上仕候事

宝国寺の紅葉を末松山の旅館ニ移し植るとて　吉　村

秋もはやするゑの松山こす波のなミにおもはぬ紅葉々のいろ

一　御目見并御意等有之候事　当寺先住梁江代　獅山様被為入候節御目見仕御意等も有之候由申伝候事

一　古什物之事

一　本尊　聖観音　一体

右御長等委細之義ハ村書出ニ御書上仕候事

一　獅山様御真筆御短冊　壱枚

〇一　古墓所之事　〇一　別当所之事

一　境内景地之事　当山先年ハ東ハ当郡松ケ浜辺海上南ハ当郡蒲生新浜名取郡辺迄西ハ国分番山和泉嶽諸山北ハ当郡塩竈御宮林黒川郡大谷番ケ森迄遠見有之景色之地ニ御座候由申伝候処近年松柏生茂リ何方も相見得不申候事

一　開山より当住迄歴代之道号実名之事

中興　鉄牛　右ハ実名相知不申候事

二世　幽州祖元　三世　金英祖精　四世　祥雲祐水

五世　絶聞祖聞　六世　梁江守瑞　七世　節山楚石

以上　拾ケ条

御案当十六ケ条之内印仕候分六ケ条之品無御座候事

右之通風土記御用ニ付此度相改御書上仕候　以上

安永三年九月

書　出　宮城郡陸方八幡村　喜宝院　亮元

本山派頭襟頭

本山派喜宝院

一　開山之事　当院ハ喜宝坊宥元慶安元年開院ニ付当安永三年迄百二十七年ニ罷成申候事

一　小名之事　中谷地　〇一　故事来歴之事

一　本山并末寺之事　御城下大先達慈雲山良覚院支配ニ御座候事

一　寺格之事　頭襟頭

○一　最初之地移替之事　○一　寺領并御寄付之事　○一　御墓所并御位牌之事
一　御参詣又ハ御成之事　当院第五世宥養代享保年中　獅山様御昼所相勤候義ハ
村書出右部立之所江御書上仕候事
○一　御詠歌等惣而拝領物之事
一　御目見并御意等在之候事
享保年中　獅山様御代御昼所相勤候節御目見仕候事
一　古什物之事
一　本尊　不動明王　一体
右御長等委細之儀ハ村書出ニ御書上仕候事、
一　木仏立像　観音　二体
右ハ何も古作之由申伝候　内一体ハ弘法大師御作
一　金仏立像　愛染明王　一体
一　木仏立像　不動明王　一体
一　金仏立像　宝生如来　一体
右ハ何も古作之由申伝候事
一　不動明王画像　一幅　右ハ役行者御筆の由申伝候事
一　三社神名　一幅　右ハ神祇官吉田家御先祖様御筆
一　御歌御短冊　一幅　右ハ聖護院宮様御筆
以上八品
○一　古墓所之事
一　別当所之事
中谷地
一　稲荷明神社
神社一ケ所ニ御座候処右間数等委細之義ハ村書出ニ御書上仕候事
○一　境内景地之事
一　開山より当住迄歴代之道号実名之事

開山　喜宝坊宥元　二世　正円坊宥寛
三世　来蔵坊宋元　四世　常楽院宥尊
五世　喜楽院宥養
六世　一僧祇権大僧都法印喜宝院亮元

以上　八ケ条

御案当十六ケ条之内印仕候分八ケ条之品無御座候事
右之通風土記御用ニ付此度相改御書上仕候　以上
安永三年九月

(10)　嚢塵埃捨録

末松山。八幡村。三里二十九町五十間。

惣して今松の多き所なるが。本の松・末の松とて有二名木一。然れども本の松と云るは。岩切村多賀の国府の邊にありと云り。

柿本人丸

(万葉集)浦近く降来る雪に白ら浪の末の松山越すかとぞ見る。

此歌古今集には人丸。拾遺集には興風と入れたり。

不知読人

(後撰集)浪越る頃とも知らず末の松まつらんと而已思ひける哉。

従二位家隆

(新古今集)霞たつ末松山ほの〳〵と浪に放るる横雲のそら。

永盛法師

君が代は末松山はる〳〵と越す白浪の数もしられず。

千載集　藤原親盛

秋風は浪と共にや見えぬらんまだき涼しき末松山。

元原清輔

故郷の人に見せばや白浪の岸よりこゆる末松山。

平兼盛

蘆田鶴の群居る末の松山は幾ゑかさねん千年なるらん

贈太政大臣公任

松山につらきなからも浪こさんことは流石に悲しきものを。

此所に。有二八幡宮一故に八幡村と云り。八幡宮の別当。般若寺の山号を末松山と云り。又宝国寺の山号も末松山と云なり。所柄にて顕る物の類なるべし。中古宗久法師。末の松山は殊に名高き所なるを。唯に道ゆくふりに見過さんも。無念やうに侍しかは。忘れ形見にもせはやとて。松の落葉松暈杯掻集。又鹽釜の浦にて。空穂貝杯やうの物。拾ひもて行しに。武蔵野にて敷島の道知人に会て。伴て此所彼所見廻す折柄。笠鹽貝抔取出して見せ侍けるに彼人。末の松山松かさは来れども涙にこさばまたや濡なん。宗久返して。浪こさぬ袖さゑ濡す末の松山松かさの蔭に旅寝も。更に盡せぬとなん。契程も思知れて。最と衣もしほたれ勝りしに。又彼人。伴て濁行なん鹽釜の浦の鹽貝見るかひもなし。宗久返し。鹽釜の恨も果は君かため拾ふ鹽貝かひやなからん。斯なん記行に見へたり。

奥の井。同村三里三拾四町五十三間。

小金澤屋敷。

有二古井一。爰に沖の石とて。四方三間余に見ゆる石あり。立石伏石・流石抔云。さまざまに組合せたる石なり。其上へ二松と榎の有」樹。最初は邊に竹垣を結廻して置けるか。此頃傍に堀を掘り又上に埋隠たるをも顕し。是に向ひて太守公の御仮屋抔建られしなり。是を鹽干に見えぬ沖の石なりと。人の云事あれ共。さはなくしてこれは。奥の井と云所なり二條の院讃岐鹽干に見えぬ。沖の石とよみしは非二名所一。沖の石迄なり。此石は奥の井と書り美敷石なり。

小野小町

奥の井て身を焼よりも悲しきは都島への別れなりけり。

爰より少し南裏に。古館の有し跡館下に小金澤屋敷とて。有二人家一昔長者の住たりし其館荒廃て後耕す人。金作の器物抔掘出したり。故に屋敷の名とす。傍に鴻の池とて窪なる所あり。又鴻の踏石迚。大なる石に鳥の足跡つきてあり。笠石。八幡村。三里三拾二町五十間。

此石高さ七尺斗り。幅三間余にして。菅笠を一つ宛ふせたるやうに見ゆる石なり。俗呼びて笠石と云へり。

産家原。同村。

古昔坂上田村麿。東夷退治に下向ありし時。妾人阿久玉女の産家を造たる所なり。彼阿久玉女の守本尊の観世音。此原に立置しに。中古仙府石名坂円福寺に安置すると云り。

笠　附八幡坊

思湧橋南。八幡坊中人家ノ背ニアリ。三奇石列起シ。大各二丈余。其状累笠ノ如シ。土人曰ク。古昔田村将軍利仁。東征ノ日部下ノ卒捨ル所ノ笠。化シテ石ト成ルト。是不経ノ言取トル足ラス。然レトモ石ノ形状は便チ推知スヘシ。

末松山（末音寿衛）　附宝国寺

八幡坊々側寺アリ。宝国寺ト云フ。寺後ニ高丘アリ。累々墓為ス。是末松山ナリ。往時ハ松樹山ニ遍満ス。今存スルモノ僅カニ五株。而シテ其最モ東ノ一株之レヲ末松ト称スルナリ。僧能因歌枕ニ。本中末ノ三松アリ。袖中抄末中二松ト為ス。風土記ニ曰ク。末松山ハ八幡ノ南ニアリ。其山三方而シテ嶺上ニ三松秀出セリ。島ノ地市川ノ道ヨリ之レヲ見レハ。則チ嶺上ノ峡ハ。白波浩々トシテ以テ奇観タリト。或曰ク。本松ハ。岩截村ニ在リ。末松ハ此地ニ在リ。知ラス中松ハ何ノ処ニ在ルヲ。此地海浜ヲ去ル遠シ。而シテ山後ヨリ之ヲ望メハ。波涛将サニ松梢ヲ踰ントスルカ如シ。故ニ国風ニ波踰ルノ誉アリ。世コノ松宮城野ノ萩ヲ以テ。筆管ト為ス雅澹愛スヘキナリ。

宗久紀行ニ曰ク。末松山ハ陸奥名区中。其殊顕ナルモノニシテ。之ヲ徒過スルハ探勝者ノ素心ニ非サルナリ。乃チ松毬数枚及松葉数茎ヲ掇シ去ルト。

沖　井附澗井ノ里、及都島

沖或ハ興ニ。或ハ熾。又起ニ作ル。共ニ音於喜ナリ。宝国寺南数十歩。農家前ニ在リ。小野小町ノ和歌ニ。沖ノ江テ身ヲ焼ク是ナリ。或曰ク。八雲御抄興井ノ里アリ。扶木集起井ノ里アリ。興井ノ里相混ス。而シテ松葉集分テ両処ト為ス。蓋シ此左右村落ヲ指スカ。又都島アリ。或ハ皇都嶋ト曰フ。小町人ノ皇都ニノクヲ送ルノ和歌之ヲ見ル。亦タ此地ニ在ルカ。地共ニ欠タリ。今ニシテ考

フヘキナシ。或曰ク宮戸都国音近シ。故ニ後人訛ルノミ。又曰ク宮戸島ノ側ニ別ニ都島ナル者アリ。又東宮浜ノ西ニ同名ノ嶋アリ。其説紛々暫ク之ヲ記シテ後ノ識者ヲ竢ツ。

沖　石

沖ノ井ノ傍小池中ニアリ。其石二丈余。土人誤テ源三位頼政ノ女、讃岐ノ賦スル所ノ石ト為ス。

鴻ノ池

黄金宅地

沖ノ石西数十歩ニ在リ。土人曰ク。昔富人栗生氏某ト云フ者アリ。之レニ居ル。其家貲巨万ヲ累ヌ。家僮数百人ト云フ。今地中時ニ黄金器物ヲ出ス故ニ名ツク。

八幡古館

伊澤四郎家景ノ臣。八幡兵庫ノ居館ナリ。

八幡神祠

末松山東南三里余ニ在リ。村名ノ八幡ハ神祠ニ拠ルナリ。

磐若寺

八幡神祠側ニアリ。神祠祈祷祝詞ノ事ヲ主管ス。

円満光徳院

八幡坊中ニ在リ。慶長中。天童頼澄ノ創建ニシテ。僧伝海ト云フ者ノ開祖タリ。天台教ヲ奉ス。蓋シ頼澄ハ藩ノ太夫。此ノ際左右ノ地ハ其ノ食邑ナリ。故ニ寺ヲ此ニ建テ祈祷所ト為セシナラン。

不磷寺

光徳院ノ西ニ在リ。其創始及ヒ何教ヲ奉スルカヲ詳ニセス。相伝ヘテ古刹ト為ス。今ハ禅刹タリ。僧一峰ヲ以テ中興ノ祖ト為ス。而モ其年月ヲ伝ヘス。一峰ハ松島円福九十一世ノ住僧ナリ。郷老曰ク。此地蓋三蘭若アリ。一ヲ此寺トナシ二ヲ隣障寺ト曰ヒ。三ヲ般若寺ト曰フ。世之レヲ八幡村三刹ト称ス。又三寺トモ。末ノ松山ノ下ニ在ルヲ以テ本松・中松・末ノ松ヲ以テ之ヲ称ス。而シテ此寺一峰中興ノ後。改テ小松山ト云フ。郷老又曰ク。昔一峰松島ヨリ此ニ退隠セルナリ。寺已ニ荒壊シテ上漏レ下湿フ。然レトモ一峰以テ心ト為サス。閒ヲ閉チテ黙座ス。数月ヲ経テ偶々一僧アリ来リ訪ヒ。和歌ノ下聊ヲ詠ミテ曰ク。内外奈之仁雨半不理無寺ト。一峰声ニ応シテ曰ク。田螺乃身乃蓋破礼多理有為乃法ト。僧聞テ敬服シ乃チ随従シテ去ラス。苦修シテ縁ヲ募リ。相助ヲ再ヒ此寺ヲ営ム。

宝国寺

不磷寺ノ西ニ在リ。其創ヲ伝ヘス。旧隣障寺ト称ス。聞老志ニ曰ク。八幡中ニ寺有リ。末松山隣障寺ト曰ヒ。一ヲ中松寺ト曰フ。八幡村三刹ノ一。慶長中。藩ノ太夫天童頼澄ノ再建ニシテ香花ノ地ト為ス。寛永中。頼澄ノ子定義父ノ法諡ヲ取リ以テ寺号ト為ス。今ノ額ニ更メ僧鉄牛ニ請ヒ。中興ノ祖ト為ス。封内名蹟志ニ曰フ。八幡村中寺有リ。宝国寺ト曰フ。領内風土記ニ曰ク。宝国寺ニ遊ヒ壁上ヲ看ルニ。和歌一首ヲ押テ曰ク。吾為仁残志置計武法乃珠数々々造留罪消与登天。之ヲ察スルニ則女筆ナリ。寺僧ニ何人ノ作ナルカヲ問フ曰ク。小川某ノ母詠スル所ト。寺僧嘗テ小川氏ヲ訪シトキ。念珠ヲ遺ル。小川氏ノ母此歌ヲ詠シテ以テ。之ヲ返スト云フ。

馬埒跡

土人今馬場ト称ス。相伝フ。古八幡神廟祭礼ノ日ニ。騎射礼有リ。是其跡也。

古阪将軍ノ子。千熊騎射セシ処ナリト。而レトモ千熊ハ正史ニ見エサル所。独野史之ヲ載スト云フ。

内八幡神祠

此地ヲ台ト曰フ。慶長中。天童頼澄立テ之ヲ内ト称シ。以テ本廟ニ別ツ。

天童神祠

内八幡ノ東北ニ在リ。慶長中。天童頼澄立ツ。土人曰ク。天童氏勝国ノ時。羽ノ天童ニ在リ。則チ其居城内ニ祭ル所ノ神。国初此地ヲ賜フ。因テ茲ニ祠ルト云フ。（喜太郎神祠ハ。是天童神祠カ。別ニ此祠アル乎。追考ヲ俟ツ。）

皇都石

思湧橋南里余ヲ八幡村ト為ス。村巷アリ。八幡坊ト曰フ。阪ノ東隅ニ三奇石有リ。各丈余共ニ之ヲ皇都石ト称ス。而シテ南方一石ノ状。世所レ謂須弥山ノ図ノ如キ者尤奇ナリ。

八幡神廟

末松山ノ南二里余ニ在リ。村名八幡ハ神祠ニ拠レリ。地人之ヲ興八幡ト称ス。蓋興ハ此地ノ旧称。即興井里ノ略。興或ハ沖ニ作ル。又起ニ作ル。或曰。後冷泉帝。康平中。源義家鞍ヲ献ス。因テ又鞍八幡ト称ス。廟ハ原松嶋ニ在リ。類聚国史ニ載スル所ノ。宮城郡松島八幡是ナリ。阪将軍東征多賀城ニ在ルノ日。之レヲ末ノ松山ニ移シ。建テ以テ祭祠ニ便ス。後順徳帝ノ建保中。平右馬介下云フ者。再ヒ茲ニ移ス。相伝フ。祠古甚タ巨麗ナリト。今村老野夫。淳々其盛時ヲ伝説シテ曰ク。古阪将軍茲ニ移セシヨリ。伊澤氏ニ至リ。鎮守留守ノ職ニ任スル者。尊奉セサル無シ。当時掌祠般若寺。寺産二千石。子院二十四。祠官三十人。慶安中。海水暴

湧ノ変アリ。一村居民多ク漂没シテ。魚竈ノ餌ト為ル。此時子院廃絶シ。祠官近村ニ在テ農ト為ル。而レトモ猶祭祠ノ日ニ於テ来リ。其職ヲ奉ス。天正中。伊澤氏国除カレ。祠宇荒壊シ。邑民僅ニ之ヲ葺修スルノミ。貞享甲子。肯公数十金ヲ賜ヒ。再ヒ之ヲ起シ。厥後二十四年ヲ経。宝永丁亥五月四日災ニ罹リ。祠宇及古器・

古文書。悉ク烏有ト成ル。今ノ廟ハ則邑民合力シテ之ヲ営メリト云フ。村老又曰ク。災ノ後存スル所。胡銅仏像一躯耳。像背鐫リテ曰ク。正元二年二月十五日。勧進沙門浄心敬テ白スト。又祠前ニ曽古鐘アリ。延宝中。盗マル。相伝テ。其銘ヲ記ス曰ク。奉二謹鋳一鐘。奥州末松山八幡宮。大檀那介平景綱。（右馬介ノ後。）永仁七年二月朔日。今ノ鐘ハ則延享中。邑民ノ献スル所。（日本詩古・事選ニ曰ク。阪上田村身ノ長五尺八寸。武力人ニ過ク。延暦中。征夷大将軍ニ拝シ。蝦夷ヲ攻撃シテ屢軍功ヲ策スト云フ。）

般若寺

八幡神廟ノ側ニ在リ。（八幡村三刹ノ一。）古来神廟祭祠ヲ掌ル事。而モ何人創セシカヲ伝ヘス。今僧賢空ヲ以テ中興ノ祖ト為ス。而シテ空モ亦タ何時ノ人ナルカヲ詳ニセス。本ハ末ノ松山ニ在リ。順徳帝。建保中。神廟ト共ニ茲ニ移ス。寺旧巨麗ナリキ。寺産二千石。子院二十四。神廟ノ条下ニ詳ナリ。郷老曰ク。寺ハ旧塩浦法蓮寺ニ隷ス。今彼ニ隷ス。未タ実ノ然否ヲ詳ニセス。

八幡川

市川ノ末流ニシテ。東笠神村ニ到リテ海ニ入ル。

三所明神祠

千引観音堂ノ東ニ在リ。

本郷原　古所。謂輿井郷。

土老相伝フ。此地古八幡神廟ノ門ニ在リ。居民千余家。頗繁華ノ地タリキ。呼テ八幡巷ト曰フ。而シテ神廟南遷ノ後尚旧時ノ如シ。而シテ亀山帝。応安中。海水暴カニ湧キ家屋漂没シ居民散亡ス。而シテ今ノ利府駅ニ八幡巷有リ。其居民ハ則散亡ノ余ト云フ。

桜樹観音堂

本郷原ニ在リ。何人ノ創メナルカヲ詳ニセス。昔堂前ニ桜樹有リ。土人名樹ト為ス。今枯レタリキ。

方八丁塚

本郷原ニ在リ。土人曰ク。其事故ヲ伝ヘス。相伝ヘテ古塚ト為ス。今ハ田圃ト為リ。僅カニ其跡ヲ存セリ。

猩々池

末松山ノ東南里余ニ在リ。地ヲ中野ノ地ト曰フ。農家ノ背ニ小池有リ。是レナリ。土人相伝ヘテ曰ク。昔八幡巷中酒家有リ。一夕偶マ異人来リ飲ム有リ。紅髪朱顔数斗ヲ飲テ去ル。後数々来レトモ其去ル所ヲ知ラス。村中ノ悪少年。相謀リ之レヲ辱ント欲ス。酒家ノ比隣ニ老翁有リ。聞テ之レヲ憐ミ。来路ニ要シ警テ之レヲ止ム。彼曰ク。辱メラル時ハ。茲ニ告ケン。然レトモ我ノ飲ント欲スル死モ且辞セス。況ンヤ押辱ヲヤ。遂ニ来リ飲ム。悪少年等其帰路ヲ窺テ之ヲ傷ク。殆ト将ニ死ナントス。匍匐シテ翁ノ家ニ到リ。告テ曰ク。我当ニ死スヘシ。翁願クハ吾屍ヲ以テ之レヲ巷ノ東南ノ池中ニ投セヨ。且今ヨリ後六日潮大ニ至リ。村民咸魚鼈ト為ラン。翁宜ク末松山ニ登リ以テ之ヲ避クヘシ。翁ノ厚恵ヲ蒙ル聊カ相酬ル耳ト。言終テ死セリ。翁憐テ屍ヲ此池ニ沈ムル。其教ノ如クセリ。期ニ至リテ驚濤果シテ湧キ。湯々トシテ山ヲ懐ミ陵ニ襄リ。一村漂

没シテ子遺ナシ。而シテ末松山波濤及ハス。乃翁ノ一家独全ヲ得タリ。遠近聞ク者咸謂ラク。暗ニ国風ニ末松山波濤越サスノ言ニ符スト。後有識者彼ノ猩々為ルヲ知ル。因テ此池ニ名クト云フ。

稲荷神祠

猩々池東ニ在リ。何人創メシカヲ詳ニセス。

念仏橋

猩々池ノ東ニ在リ。小圮アリ。念仏橋ト名ク。未タ其由ヲ詳ニセス。（菊田橋・町裏橋・寺前橋・貫華堰・寺前堰・荘後堰。以上八幡村。）

観音堂

〇〇〇〇ニ在リ。地ヲ鎮守島ト曰フ。何人ノ創建ナルカヲ詳ニセス。土人鎮守島観音ト称ス。

参考文献

『大日本地名辞書』奥羽　吉田東伍　冨山房　一九〇二
『宮城郡誌　全』「第一篇　地理」一九二八
『仙台人名大辞書』　一九三三
『多賀城村聚落の機構　地名の研究』三塚源五郎　一九三三
『多賀城六百年史』三塚源五郎　一九三七
『宮城縣史1　古代史　中世史』一九五七
『宮城縣史30　資料集Ⅰ』一九六五
『土地分類図』経済企画庁総合開発局　一九七二
『水沢市史2　中世』一九七六
『中世奥羽の世界』　一九七八
『宮城県地名大辞典』角川書店　一九七九
『解説　中世留守家文書』一九七九
『塩竈市史　資料篇』一九八二
『地域地質研究報告　塩竈地域の地質』地質調査所　一九八三
『地域地質研究報告　仙台地域の地質』地質調査所　一九八六
『宮城県の地名』平凡社　一九八七
『多賀城市史1　原始・古代・中世』一九九七
『仙台市史通史編二　古代中世』二〇〇〇
『天童家文書Ⅰ』多賀城市文化財調査報告書第一三集　二〇一三

多賀城市文化財調査報告書第一一八集

多賀城市の歴史遺産

八幡村（一）

平成二六年三月発行

編　集　多賀城市教育委員会
〒九八五－八五三一
宮城県多賀城市中央二丁目一番一号

発　行　多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会

印　刷　今野印刷株式会社
〒九八四－〇〇一一
宮城県仙台市若林区六丁の目西町二〇－一〇

本報告書は、平成25年度「文化庁　文化遺産を活かした地域活性化事業」で作成したものです。